

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 3 5 号
発行日 令和 5 年 9 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- 綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正 (税務課) . . . 1
 - 綾部市病院事業会計規則の一部改正 (保健推進課) . . . 7
 - 綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部改正 (観光交流課) . . . 9
 - I・Tビルの管理及び運営規則の一部改正 (商工労政課) . . . 11
 - 綾部市ものづくり交流館の管理及び運営規則の一部改正 (商工労政課) . . . 13
 - 綾部市市民ホール管理運営規則の一部改正 (商工労政課) . . . 15
 - 綾部市二王公園の管理及び運営規則の一部改正 (観光交流課) . . . 17
 - 綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定 (商工労政課) . . . 19
- ### ○告 示
- 綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱の制定 (保健推進課) . . . 20
 - 地縁団体変更告示 (鷹栖町自治会) (市民協働課) . . . 24

- 綾部市国民健康保険被保険者証無効告示 (市民・国保課) . . . 25
 - 公共下水道供用開始告示 (下水道課) . . . 26
 - 綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の一部改正 (こども支援課) . . . 28
 - 綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (こども支援課) . . . 31
 - 綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正 (こども支援課) . . . 33
 - 令和 5 年綾部市議会 9 月定例会の招集告示 (総務課) . . . 40
 - あやべ応援寄附金 (ふるさと納税) 事業に係る指定納付受託者に関する告示 (企画政策課) . . . 41
- ### ○公 告
- 綾部市職員採用試験の実施について (職員課) . . . 42
 - 市民プール改修工事公募型指名競争入札について (監理課) . . . 57
 - 志賀郷町防火水槽新設工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 68
 - 刈垣グラウンド夜間照明改修工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 78
 - 綾部市立病院無停電電源装置

改修工事条件付一般競争入札 について	(監理課)・・・88	・令和5年度第5回(8月臨時) 綾部市教育委員会会議招集告 示	・・・159
・旧農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の 縦覧について	(農業委員会)・・・98	・令和5年度第6回(8月)綾 部市教育委員会会議招集告示	・・・160
・あやべ球場スコアボード改修 事業に関する公募型プロポー ザルの実施について	(文化・スポーツ振興課)・・・99	・綾部市図書館雑誌スポンサー 制度実施要綱の制定	・・・161
・睦寄町水防倉庫新設工事条件 付一般競争入札について	(監理課)・・・117	○選挙管理委員会告示	
・綾部市立病院医療ガス設備更 新工事条件付一般競争入札に ついて	(監理課)・・・127	・綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数	・・・170
・公示送達	(税務課)・・・137	・綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数	・・・171
・公示送達	(税務課)・・・138	・合併協議会設置協議について の投票請求に要する有権者総 数の6分の1の数	・・・172
・公示送達	(税務課)・・・139		
・綾部市役所広告付き窓口番号 案内システム設置に関する公 募型プロポーザルの実施につ いて	(市民・国保課)・・・140		
・公示送達	(市民・国保課)・・・156		
○上下水道事業管理規程			
・綾部市上下水道事業会計規程 の一部改正	(上水道課)・・・157		
○教育委員会規則			
・私市円山古墳公園条例施行規 則の一部改正	・・・158		
○教育委員会告示			

規 則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 6 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 5 8 号の項中「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加え、同表様式第 5 9 号の項中「軽自動車税」の次に「（種別割）」を、「返納書」の次に「（原動機付自転車・小型特殊自動車）」を加え、同表様式第 6 4 号の項の次に次のように加える。

様式第 6 4 号の 2	特定小型原動機付自転車標識
--------------	---------------

様式第 5 8 号及び様式第 5 9 号を次のように改める。

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

綾部市長 様

次のとおり申告(報告)及び申請します。

納税者 (申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 生年月日	〒	年 月 日	電話番号	種別 原動機付自転車 □ 第一種 一般原付(0.05L又は0.6kW以下) □ 第一種 特定原付(0.6kW以下) □ 第二種 乙(0.09L又は0.8kW以下) □ 第二種 甲(0.125L又は1.0kW以下) □ ミニカー	種別 小型特殊自動車 □ 農耕作業用 □ その他 ()	標識番号	綾部市
	使用者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 生年月日	〒	年 月 日	電話番号			納税義務発生日 年 月 日	標識番号
届出者	所有者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 電話番号	〒	年 月 日	電話番号	所有形態 □ 自己所有 □ 所有権留保 □ 商品車 □ リース車 □ その他 ()	型式及び年式 型式	販売 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	原動機の型式番号
		住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	〒	年 月 日	電話番号	主たる定置場 □ ()内は旧主たる 定置場所在の市町村 名を記入 □	車台番号		
		住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	〒	年 月 日	電話番号	長さ	幅	最高速度	km/h
		住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	〒	年 月 日	電話番号	上記 □原動機付自転車(特定原付を除く。)・□特定原付・□小型特殊自動車を 販売又は譲渡したことを証明します。 証明書			

様式第59号

軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
 （原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日
 綾部市長 様

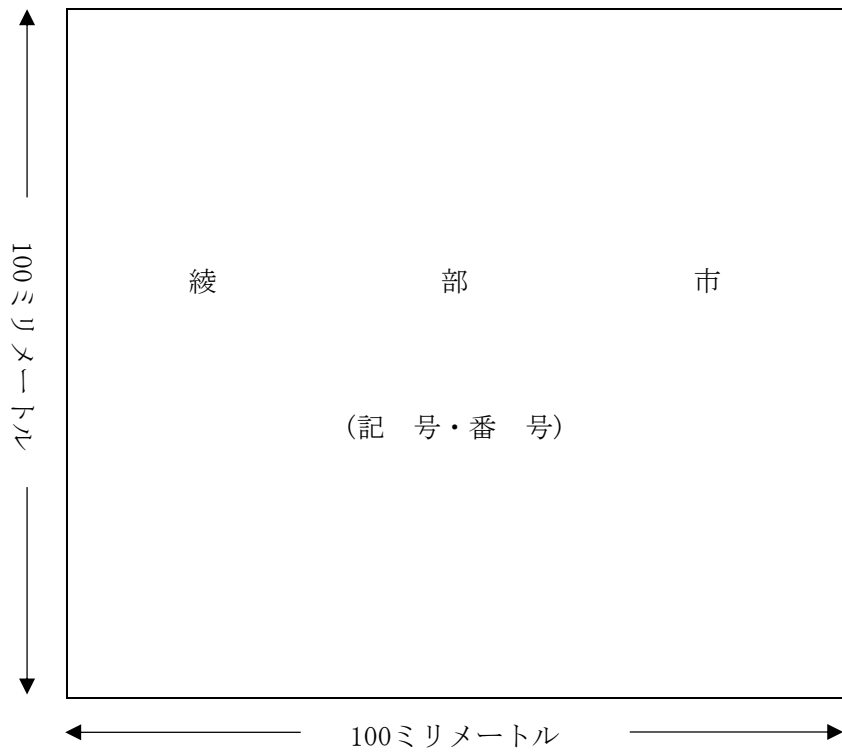
次のとおり申告及び標識の返納をします。

納税申告義務者	所有者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	〒		原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(0.09L又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(0.125L又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	種別 小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	標識番号	綾部市
		生年月日	年 月 日	電話番号				
届出者	使用者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	〒		主たる定置場 <input type="checkbox"/> 左記所有者の住所又は所在地と同じ <input type="checkbox"/>	型式及び年式	原動機の型式番号	
		生年月日	年 月 日	電話番号				車台番号
		住所又は所在地	〒		長 さ	幅	最高速度	km/h
		生年月日	年 月 日	電話番号				
		住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	〒		盗難届出	届出年月日	被奪年月日	年 月 日
		生年月日	年 月 日	電話番号				
		電話番号			受理番号			

様式第 6 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第64号の2

特定小型原動機付自転車標識



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 7 号

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則

綾部市病院事業会計規則（平成 2 6 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「（様式第 1 号）」を削り、同条第 3 項中「（様式第 2 号）」を削り、同条第 4 項中「（様式第 3 号）」を削る。

第 7 条、第 8 条及び第 1 1 条中「（様式第 4 号）」を削る。

第 1 2 条中「（様式第 3 号）」を削る。

第 1 5 条第 1 項中「（様式第 3 号）」及び「（様式第 1 号）」を削る。

第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条、第 2 0 条第 2 項及び第 2 1 条中「（様式第 5 号又は様式第 6 号）」を削る。

第 2 2 条第 3 項中「（様式第 7 号）」を削り、同条第 4 項及び第 5 項中「（様式第 5 号又は様式第 6 号）」を削る。

第 2 3 条中「（様式第 1 号）」及び「（様式第 3 号）」を削る。

第 2 4 条第 1 項、第 2 6 条第 6 項及び第 2 7 条中「（様式第 3 号）」を削る。

第 2 8 条第 2 項中「（様式第 3 号）」及び「（様式第 2 号）」を削り、同項第 1 号中「（様式第 8 号）」を削り、同項第 2 号中「（様式第 9 号）」を削り、同項第 3 号中「（様式第 1 0 号）」を削り、同項第 4 号中「（様式第 1 1 号）」を削り、同項第 5 号中「（様式第 1 2 号）」を削り、同項第 6 号中「（様式第 1 3 号）」を削り、同項第 7 号中「（様式第 1 4 号）」を削り、同項第 8 号中「（様式第 1 5 号）」を削り、同項第 9 号中「（様式第 1 6 号）」を削り、同項第 1 0 号中「（様式第 1 7 号）」を削る。

第 2 9 条第 1 項中「（様式第 2 号）」及び「（様式第 3 号）」を削り、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「（様式第 2 号）」を削る。

第 3 0 条第 3 項中「（様式第 3 号）」、「（様式第 1 号）」及び「（様式第 2 号）」を削る。

第 3 3 条第 1 項中「（様式第 1 8 号）」を削り、同条第 2 項中「（様式第 1 9 号）」を削る。

第 3 8 条第 1 項中「（様式第 1 9 号）」を削る。

第 3 9 条第 2 項中「（様式第 1 号）」を削る。

第 4 0 条第 1 項中「（様式第 3 号）」を削る。

第 4 1 条中「（様式第 3 号）」及び「（様式第 1 号）」を削る。

規 則

第 5 2 条第 1 項中「（様式第 8 号）」、「（様式第 9 号）」及び「（様式第 1 0 号）」を削る。

第 5 5 条第 1 項中「（様式第 8 号）」及び「（様式第 1 0 号）」を削る。

第 5 7 条第 1 項及び第 5 9 条第 2 項中「（様式第 3 号）」を削る。

第 7 4 条第 1 項中「（様式第 2 0 号）」を削る。

第 7 9 条中「（様式第 3 号）」を削る。

第 8 4 条を次のように改める。

（伝票等の様式）

第 8 4 条 この規則による伝票等の様式は、別に定める。

様式第 1 号から様式第 2 0 号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月10日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第38号

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市里山交流研修センターの管理及び運営規則（平成12年綾部市規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

使 用 料	施 設	金 額	領 収 印
	合 計	円	
許 可 条 件	別 紙 ・ な し		

使 用 の 許 可	
年 月 日	を
第 号	

「

登録番号 T3000020262030

使 用 料	施 設	金 額	領 収 印
		円	
		円	
		円	
		円	
	合計（%対象）	円	
うち消費税	円		
許 可 条 件	別 紙 ・ な し		

使 用 の 許 可	
年 月 日	に
第 号	

改める。

規 則

様式第 2 号中

「

使 用 料	施 設	金 額	領 収 印	
	合 計			円
許 可 条 件		別 紙 ・ な し		

左記の金額を領収しました。

年 月 日

を

綾部市長

印

」

「

登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

使 用 料	施 設	金 額	領 収 印	
				円
				円
				円
				円
	合計 (%対象)			円
	うち消費税			円
許 可 条 件		別 紙 ・ な し		

左記の金額を領収しました。

年 月 日

に

綾部市長

印

」

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

規 則

I・Tビルの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月10日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第39号

I・Tビルの管理及び運営規則の一部を改正する規則

I・Tビルの管理及び運営規則（平成8年綾部市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

使 用 料	施 設	円	領 収 印
		円	
		円	
		円	
	計	円	
許 可 条 件		別紙・なし	

使 用 の 許 可		
年 月 日		
第 号		

を

」

「

登録番号 T3000020262030

使用の場所	使用料	領 収 印
	円	
	円	
冷暖房設備	円	
合計（%対象）	円	
うち消費税	円	
許 可 条 件	別 紙 ・ な し	

使 用 の 許 可
年 月 日
第 号

に

」

改める。

規 則

様式第 2 号中

「

使 用 料	施 設	円
		円
		円
		円
	計	円
許 可 条 件	別紙・なし	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

を

綾部市長

印

」

「

登録番号 T3000020262030

使用の場所	使用料	領収印
	円	
	円	
冷暖房設備	円	
合計（ %対象）	円	
うち消費税	円	
許 可 条 件	別 紙 ・ な し	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

に

綾部市長

印

」

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市ものづくり交流館の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 0 号

綾部市ものづくり交流館の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市ものづくり交流館の管理及び運営規則（平成 3 0 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

使用の場所	使用料	担当	使用の許可
多目的ホール	円		年 月 日 第 号
冷暖房	円		
展示スペース	円		
合 計	円		
許可条件	別紙・なし		

を

」

「

登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

使用の場所	使用料	領収印	使用の許可
多目的ホール	円		年 月 日 第 号
冷暖房設備	円		
展示スペース	円		
合計（ %対象）	円		
うち消費税	円		
許可条件	別紙・なし		

に

改める。

」

規 則

様式第 2 号中

「

使用の場所	使用料	担当
多目的ホール	円	
冷暖房	円	
展示スペース	円	
合計	円	
許可条件	別紙・なし	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

を

綾部市長

印

」

「

登録番号 T3000020262030

使用の場所	使用料	領収印
多目的ホール	円	
冷暖房設備	円	
展示スペース	円	
合計（%対象） うち消費税	円 円	
許可条件	別紙・なし	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

に

綾部市長

印

」

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市市民ホール管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 1 号

綾部市市民ホール管理運営規則の一部を改正する規則

綾部市市民ホール管理運営規則（昭和 5 9 年綾部市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

使 用 料	施 設	金 額	領 収 印
	施 設	円	
	冷暖房設備	円	
	合 計	円	
許 可 条 件		別紙・なし	

使 用 の 許 可		
年	月	日
第	号	

を

」

登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

使用の場所	使用料	領収印
	円	
	円	
冷暖房設備	円	
合計（ %対象）	円	
うち消費税	円	
許 可 条 件	別 紙 ・ な し	

使 用 の 許 可		
年	月	日
第	号	

に

改める。

」

規 則

様式第 2 号中

「

使 用 料	施 設	金 額	領 収 印
	施 設	円	
	冷暖房設備	円	
合 計	円		
許 可 条 件		別紙・なし	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

を

綾部市長

印

」

「

登録番号 T3000020262030

使用の場所	使用料	領収印
	円	
	円	
冷暖房設備	円	
合計（%対象）	円	
うち消費税	円	
許 可 条 件	別 紙 ・ な し	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

に

綾部市長

印

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

規 則

綾部市二王公園の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月10日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第42号

綾部市二王公園の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市二王公園の管理及び運営規則（平成6年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

	施 設	金 額	領 収 印
使 用 料		円	
		円	
		円	
	計	円	
許 可 条 件		別 紙 ・ な し	

使 用 の 許 可	
年 月 日	
第 号	

を

」

「

登録番号 T3000020262030

	施 設	金 額	領 収 印
使 用 料		円	
		円	
		円	
	合計（%対象）	円	
	うち消費税	円	
許 可 条 件		別 紙 ・ な し	

使 用 の 許 可	
年 月 日	
第 号	

に

」

改める。

規 則

様式第 2 号中

「

	施 設	金 額	領 収 印
使 用 料		円	
		円	
		円	
	計	円	
許 可 条 件		別紙・なし	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

綾部市長

印 を

」

「

登録番号 T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

	施 設	金 額	領 収 印
使 用 料		円	
		円	
		円	
	合計 (%対象)	円	
	うち消費税	円	
許 可 条 件		別 紙 ・ な し	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

綾部市長

印 に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年8月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第43号

綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年綾部市条例第19号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日は、令和5年11月25日とする。

綾部市告示第164号

綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月2日

綾部市長 山崎 善也

綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。）の円滑な実施を促進するため、個別接種を実施する診療所に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する医療提供施設をいう。
- (2) 個別接種 診療所において、住民等に新型コロナウイルスワクチン接種を行うことをいう。
- (3) 時間外 診療所が標榜する診療時間以外の時間をいう。
- (4) 夜間 診療所が標榜する診療時間にかかわらず、18時以降をいう。
- (5) 休日 診療所が標榜する診療日にかかわらず、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（1月1日を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者は、個別接種を一定回数以上実施する市内に所在する診療所で、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意しているものとする。

(交付対象事業)

第4条 交付金の交付の対象となる事業は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知）別紙新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱4-(1)-A-A-⑥個別接種促進のための支援に定めるとおりとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、週100回以上の個別接種を、次に掲げるそれぞれの期間中に4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に2,000

円を乗じて得た額とする。

- (1) 令和5年5月1日から同年7月2日まで
 - (2) 令和5年7月3日から同年8月31日まで
- (交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条各号に掲げる期間の個別接種終了後、綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付金の返還等)

第8条 市長は、交付金の交付申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金の交付条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める理由が生じたとき。

(関係書類の整備等)

第9条 交付金の交付を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月2日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（所在地）

（診療所名）

（代表者氏名）

綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付申請書

綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金の交付を受けたいので、綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱第 6 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申 請 額 : 円

（添付書類）

（ 1 ）実績報告書

（ 2 ）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金については、下記のとおり決定しましたので、綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第166号

地縁による団体「鷹栖町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年8月9日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者氏名を 白波瀬 辰夫 に変更する
- 2 変更の年月日
令和5年8月1日
- 3 変更の理由
代表者氏名の変更

綾部市告示第167号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年8月14日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾0808-15008・04
令和4年 4月 1日	綾0835-52010・02
令和4年 4月 1日	綾0822-13007・03
令和4年 4月 1日	綾1022-75001・04

綾部市告示第 168 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

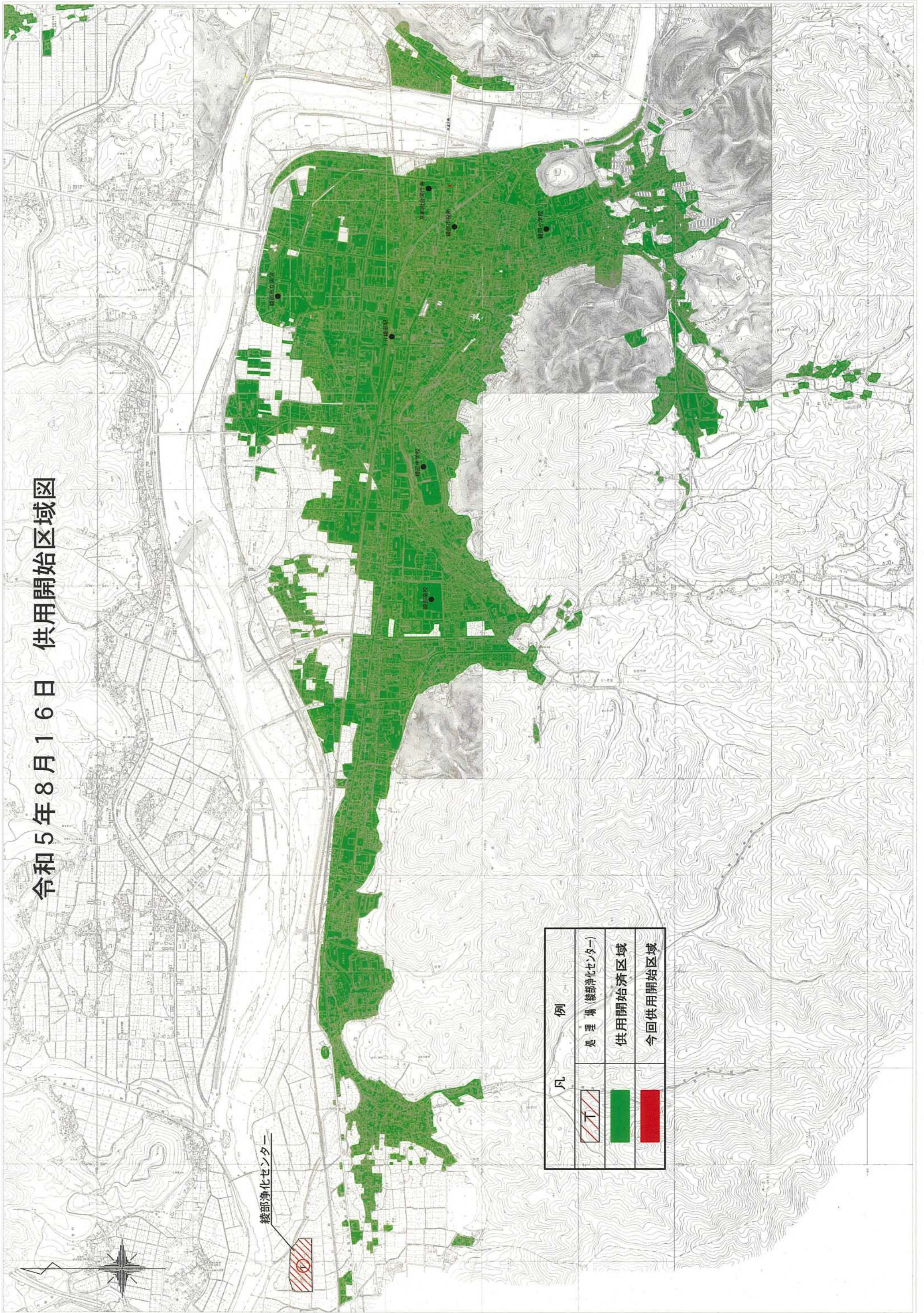
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和 5 年 8 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和 5 年 8 月 16 日
- 2 下水を排除すべき区域 川糸町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 川糸町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和 5 年 8 月 16 日
- 6 下水を処理すべき区域 川糸町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕 8 番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和5年8月16日 供用開始区域図



告 示

「
2 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名 を
押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
」

「
2 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名
します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 に
（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による
登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」
のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「振込口座」欄に記載する必要はありません。
」

改める。

様式第1号の2中

「申請者氏名 」を「申請者氏名 」に、

「

振込 口座	金融機関	銀行 金庫 農協	本 支 店	金融機関 コード					支 店 コード						を
	口座種別	口座名義		口座番号											

」

「

振込 口座	金融機関	銀行 金庫 ()	本 支 店	金融機関 コード					支 店 コード						に、
	口座種別	口座名義		口座番号											
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。															

」

「

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) <input type="checkbox"/>	を
--	---

 」

「

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)	に、
---	----

 」

告 示

「

- 1 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名を
押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

」

「

- 1 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名
します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
- 2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による に
登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」
のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「振込口座」欄に記載する必要はありません。

」

改める。

附 則

この告示は、令和5年8月23日から施行する。

綾部市告示第 1 7 0 号

綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 8 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中

「申請者氏名 ㊤」を「申請者氏名 ㊤」に、

「

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) ㊤
--

を

」

「

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名)
--

に、

」

「記名押印」を「記名」に改める。

様式第 3 号中

「申請者氏名 ㊤」を「申請者氏名 ㊤」に、

「

希望する支払 金 融 機 関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	口座番号
	口座名義 (フリガナ)	

を

」

「

振込希望口座	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	口座番号
	口座名義 (フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。	

に、

」

「注意 2 参照」を「注意 3 参照」に、

「
上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。
（担当者氏名） ㊞ を
」

「
上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。
（担当者氏名） に、
」

「
2 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
（1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
（2）婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻していない。 を
※ 婚姻とは民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。
3 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
」

「
2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「振込希望口座」欄に記載する必要はありません。 に
3 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
（1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
（2）婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻していない。
※ 婚姻とは民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。
4 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
」

改める。

附 則

この告示は、令和5年8月23日から施行する。

綾部市告示第 1 7 1 号

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 8 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条第 1 項中「給付金の額は、次の」を「通信制の場合の給付金の額は、次の」に改め、同項第 1 号中「1 0 分の 3」を「1 0 分の 4」に改め、同号ただし書中「7 万 5 千円」を「1 0 万円」に改め、同項第 2 号中「1 0 分の 4」を「1 0 分の 5」に改め、同号ただし書中「1 0 万円」を「1 2 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「1 0 分の 4」を「1 0 分の 1」に改める。

第 6 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 通学又は通学及び通信制併用の場合の給付金の額は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講開始に要した費用に 1 0 分の 4 を乗じて得た額とする。ただし、当該額が 2 0 万円を超える場合の支給額は 2 0 万円とし、4 千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 受講修了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額が 2 5 万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は 2 5 万円とし、4 千円を超えない場合は、受講修了時給付金の支給は行わないものとする。
- (3) 合格時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額が 3 0 万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は 3 0 万円とする。

様式第 1 号（表面）中

「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名 ㊟」に改め、
「また、この制度に係る交付要件の確認のため必要なときは、綾部市が私及び私の世帯の所得状況等の個人情報について確認することに同意します。」を削り、

「

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。

(担当者氏名)

㊟

を

」

「
上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。
（担当者氏名）
」に、

「
（備考）
」を

「
（備考）受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。
」に

改め、同様式（裏面）を次のように改める。

告 示

(裏面)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講開始に要した費用に10分の4を乗じて得た額とします。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の5を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の1を乗じて得た額とします。ただし、受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、綾部市にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第3号）」に添付書類を添えて支給申請手続を行うことが必要です。
- 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 9 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(添付書類)

- 1 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる所得証明書等の書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- 3 その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座の指定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所
氏 名

㊟

様式第2号（裏面）中

「

2 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用に10分の3を乗じて得た額とします。ただし、当該額が7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとします。受講終了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の4を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額です。ただし、受講開始時給付金と受講終了時給付金の合計は10万円とし、4千円を超えない場合は、受講終了時給付金の支給は行わないものとします。合格時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の4を乗じて得た額とします。ただし、受講開始時給付金、受講終了時給付金及び合格時給付金の合計額が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講終了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は15万円とします。

」

「

2 支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講開始に要した費用に10分の4を乗じて得た額とします。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。

(2) 受講終了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の5を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。

(3) 合格時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の1を乗じて得た額とします。ただし、受講開始時給付金及び受講終了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。

」

「受講終了後」を「受講開始後又は受講終了後」に改める。

様式第3号（表面）中

「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名 ㊟」に改め、

「。また、この制度に係る交付要件の確認のため必要なときは、綾部市が私及び私の世帯の所得状況等の個人情報について確認することに同意します」を削り、「注5」を「注6」に、

「

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。

(担当者氏名)

㊟

を

」

「

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。
(担当者氏名)

に改め、同様式

」

(裏面) を次のように改める。

(裏面)

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学金及び受講料を記入してください。
- 5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 6 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 7 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(添付書類)

- 1 受講開始時給付金の場合
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
 - (3) 受講施設の長が、その施設の認定基準に基づいて、受講者の受講の開始を許可する受講開始証明書
 - (4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 受講修了時給付金の場合
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
 - (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。)であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
 - (4) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
 - (5) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 合格時給付金の場合
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
 - (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。)であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
 - (4) 文部科学省が発行する合格証書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給決定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所
氏 名

㊟

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 2 3 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 5 年 9 月 4 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第179号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年9月1日

綾部市長 山崎善也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11 アグリスクエア新宿 4階

2 歳入の種類
寄附金

3 指定日
令和5年9月1日

綾部市公告第 8 6 号

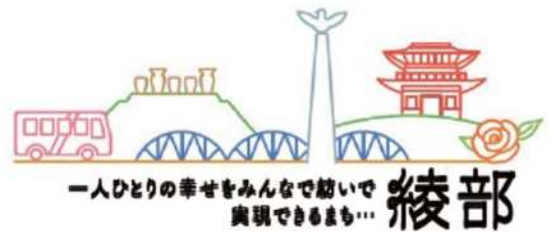
綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 5 年 8 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

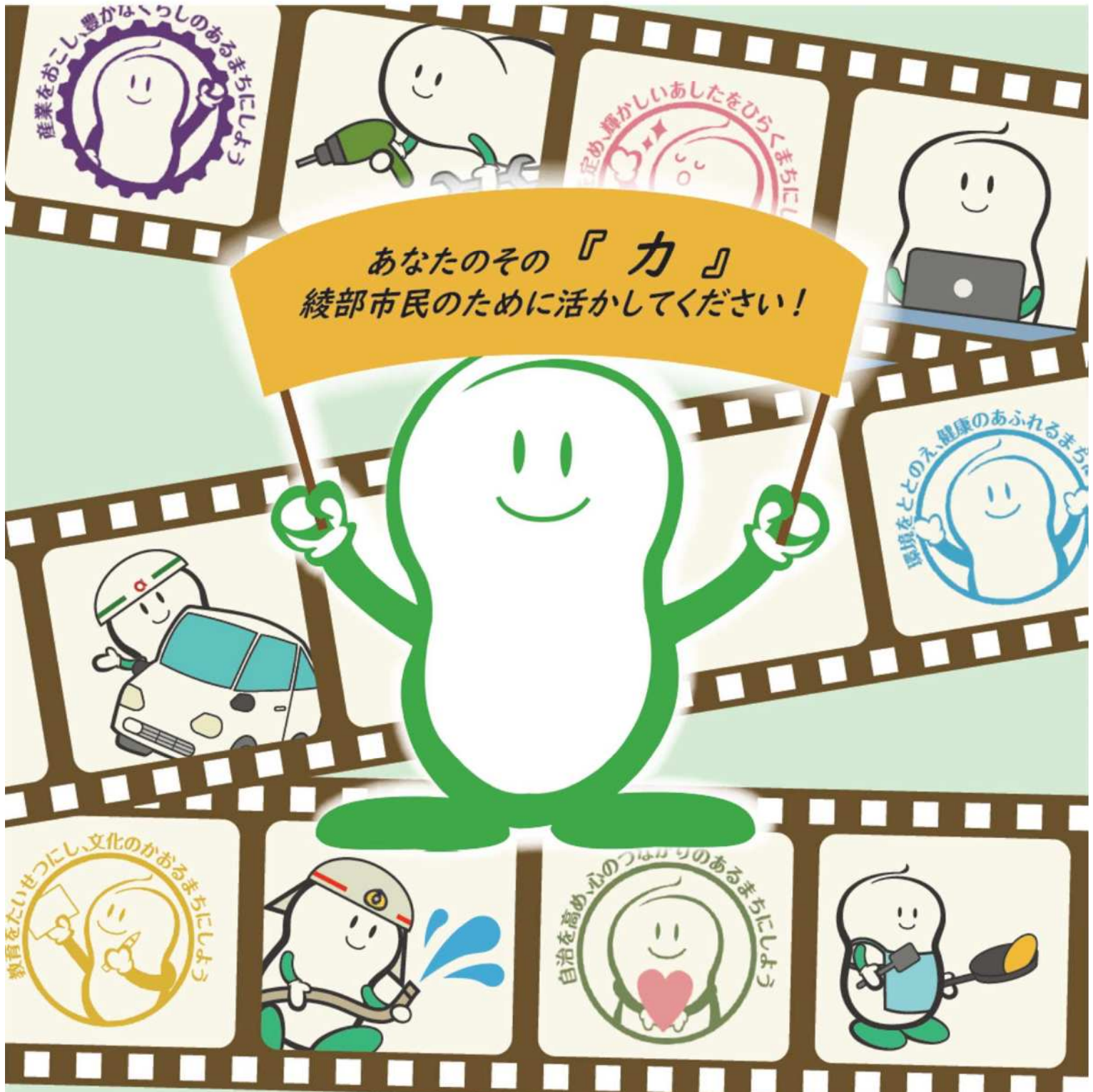
- 1 令和 5 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 5 年度・令和 6 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

令和5年度第2回



綾部市職員採用試験

事務職員・事務職員（デジタル人材）・保育士・社会福祉士・
管理栄養士・作業療法士・保健師・土木技師・建築技師・
電気技師・消防職員・天文技師



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方	情報系 システム関係 業務に従事
保育士	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方、又は採用までに両方の資格を取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	乳幼児の 保育に従事
社会福祉士	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の免許を有する方、又は採用までに資格取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	支援業務に 従事
管理栄養士	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	保健関係業務 に従事
作業療法士	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和6年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	福祉関係業務 に従事
保健師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和6年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務 に従事

土木技師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和63年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
電気技師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(電気)を修得した方又は修得見込みの方	電気関係業務に従事
消防職員	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事
天文技師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、天文に関する専門的知識を有する方	天文館運営業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和5年9月17日(日) 午前9時30分 (受付:午前9時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和5年10月 ※詳細は、第1次試験合格者に郵送で通知します。	
第3次試験	令和5年11月 ※詳細は、第2次試験合格者に郵送で通知します。	

※ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

3 試験の内容

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験 (全職種共通)	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査 (全職種共通)	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 (土木技師) (建築技師) (電気技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験 (全職種共通)	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験 (全職種共通)	人物評価
	体力測定 (消防職員)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
第3次試験	面接試験 (全職種共通)	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	申込書は、市役所職員課にて配布しています。 綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)からでもダウンロード可能です。
申込方法	採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、申込先へ <u>直接持参又は郵送</u> してください。郵送で申し込まれる場合は、 <u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書</u> してください。 ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。 ※申込受付期間終了後受験票を発送します。受験票が令和5年9月8日(金)までに到着しないときは、下記の申込先までご連絡ください。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228
受付期間	令和5年8月4日(金)～令和5年8月25日(金) 午前8時30分～午後5時15分 ただし、土曜日・日曜日・休日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。
その他	身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

(1)第1次合格発表 令和5年10月13日(金)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方には第2次試験の案内を郵送しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間:令和5年10月19日(木)午前10時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の間合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 受験者本人に通知します。

(3)最終合格発表 受験者本人に通知します。

6 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和6年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和5年度中の採用になる場合があります。なお、令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和7年3月31日まで有効です。
- (2)保育士・社会福祉士・管理栄養士・作業療法士及び保健師合格者で、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和6年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(補欠合格者)を含みます。
- (4)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。



7 給与、福利厚生等

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	185,200円	167,100円	154,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

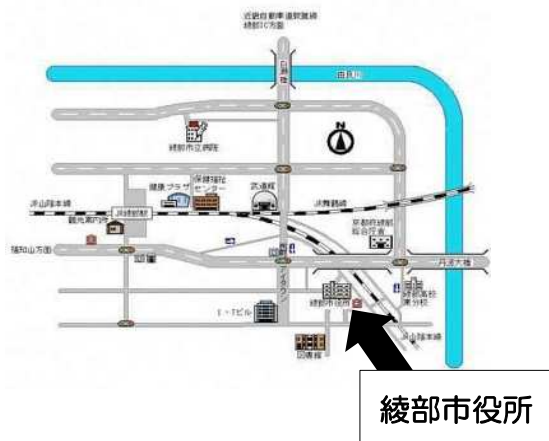
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、学生証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	令和5年10月13日 (金)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	第2次試験合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	最終合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(綾部市市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。
または、あやバス上林線、
志賀南北線、東西線、西坂線、
篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、
紫水ヶ丘公園線
「西町二丁目」下車、徒歩約4分

* 綾部市職員採用試験は、皆様の申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをされた方は必ず受験いただきますようお願いします。



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

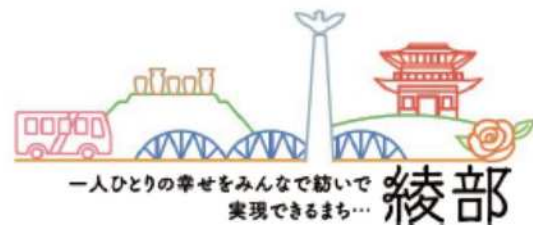
Tel.0773-42-4228



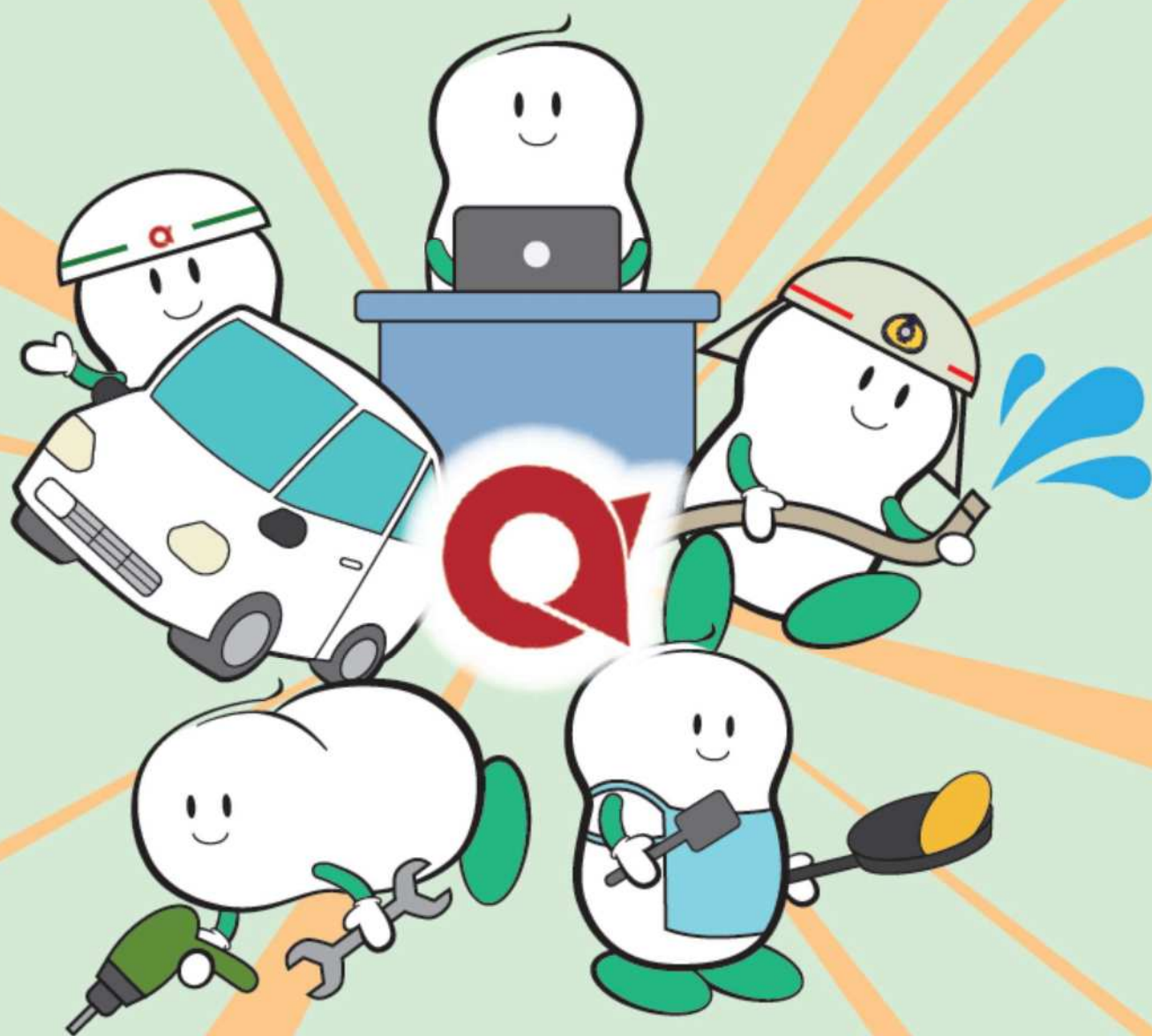
令和5年度

綾部市職員採用試験

《社会人経験枠》



事務職員・事務職員（デジタル人材）・保育士・社会福祉士・
管理栄養士・作業療法士・保健師・土木技師・建築技師・
電気技師・消防職員・天文技師



あなたのその『力』
綾部市民のために活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（デジタル人材）・保育士・社会福祉士・
管理栄養士・作業療法士・保健師・土木技師・建築技師・
電気技師・消防職員・天文技師

～綾部市の求める人物像～

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

■ 受 付 期 間

令和5年8月4日（金）～令和5年9月15日（金）

*持参の場合：土曜日・日曜日・休日を除きます。

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。

■ 申 込 に つ い て

《申込書の入手方法》

エントリーシートは、市役所職員課にて配布しています。

綾部市ホームページ (<http://www.city.ayabe.lg.jp/>) からダウンロード可能です。

《申込方法》

エントリーシートを綾部市役所職員課まで提出または郵送してください。郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。

*インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。

1 試験区分、採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、情報系システム関係の保守業務に通算して3年以上の職務経験を有する方	情報系システム業務に従事
保育士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方のうち、通算して3年以上保育士又は幼稚園教諭の職務経験を有する方	子育て支援業務に従事
社会福祉士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方のうち、通算して3年以上社会福祉士の職務経験を有する方	支援業務に従事
管理栄養士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士の資格を有する方のうち、通算して3年以上管理栄養士の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
作業療法士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士の免許を有する方のうち、通算して3年以上作業療法士の職務経験を有する方	福祉関係業務に従事
保健師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事

建築技師	若干名	(1)昭和53年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事
電気技師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上電気関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	電気関係業務に従事
消防職員	若干名	平成5年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	消防・救急業務に従事
天文技師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上天文関係業務等の職務経験を有する方	天文館運営業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和5年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木、電気又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容

区 分	試 験 内 容
第1次試験	書類選考試験:エントリーシートを審査し、合格基準点に達する者を選考
第2次試験	作文試験:文章表現力、課題理解力、文章構成力を評価 面接試験:人物評価
第3次試験	理事者面接試験:人物評価



3 受験申込手続

エントリーシート入手方法	綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)からエントリーシートをダウンロードしてください。 *プリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで印刷してください。 *ダウンロードできない場合は職員課までご連絡ください。
申込方法	エントリーシートに必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、下記申込先へ <u>直接持参又は郵送</u> してください。 郵送で申し込まれる場合は、 <u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験エントリーシート在中」と朱書してください。</u> ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っていません。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228

受付期間	<p>令和5年8月4日(金)～令和5年9月15日(金)</p> <p>*持参の場合:土曜日・日曜日・休日を除きます。 受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次試験合格発表 受験者本人に通知します。
 (2)第2次試験合格発表 受験者本人に通知します。
 (3)最終合格発表 受験者本人に通知します。
 ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。

5 採用時期

この試験の最終合格者は、「令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和6年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和5年度中の採用になる場合があります。なお、令和5年度・令和6年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和7年3月31日まで有効です。

6 給与、福利厚生等

(令和5年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒 32歳 職務経験10年
初任給 (月額)	185,200円	274,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
 ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
 ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
 ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づき算出した額が初任給となります。
 ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

■問い合わせ先■
 〒623-8501
 京都府綾部市若竹町8番地の1
 綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当
 TEL 0773-42-4228

綾部市公告第 8 7 号

市民プール改修事業、市民プール改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 5 年 8 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 5 5 2 号
- (2) 工 事 名 市民プール改修工事
- (3) 工事場所 綾部市大島町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、市民プールの老朽化に伴い大規模改修を行うものです。車両の通行においては、学校敷地内を通行するため、作業時間、進入路等の制約もあり、児童への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 プールろ過設備改修 3 基
 プールろ過配管改修 5 0 m プール埋設配管
 プール改修 防水改修（プールサイド共） 一式
 管理棟改修 レイアウト変更
 トイレ改修 和式便器を洋式便器に改修 4 か所
 更衣室棟改修 照明器具、換気設備設置 一式
 プール施設出入口改修 一式
- (6) 予定工期 令和 5 年 9 月 1 2 日から
 令和 6 年 3 月 3 1 日まで（2 0 2 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和 5 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が

750点以上であること。

- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和5年8月7日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,350円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和5年8月17日（木）午前9時から午後6時まで
令和5年8月18日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で8月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和5年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ① 期間 令和5年8月24日（木）から
令和5年8月25日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年8月28日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和5年9月1日（金）午前9時から午後6時まで
令和5年9月4日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月4日の午前9時から正午までと午後1時か

ら午後 2 時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 19 条第 4 項によること。

(2) 開札の日時

令和 5 年 9 月 5 日 (火) 午前 9 時 50 分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できない

と認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

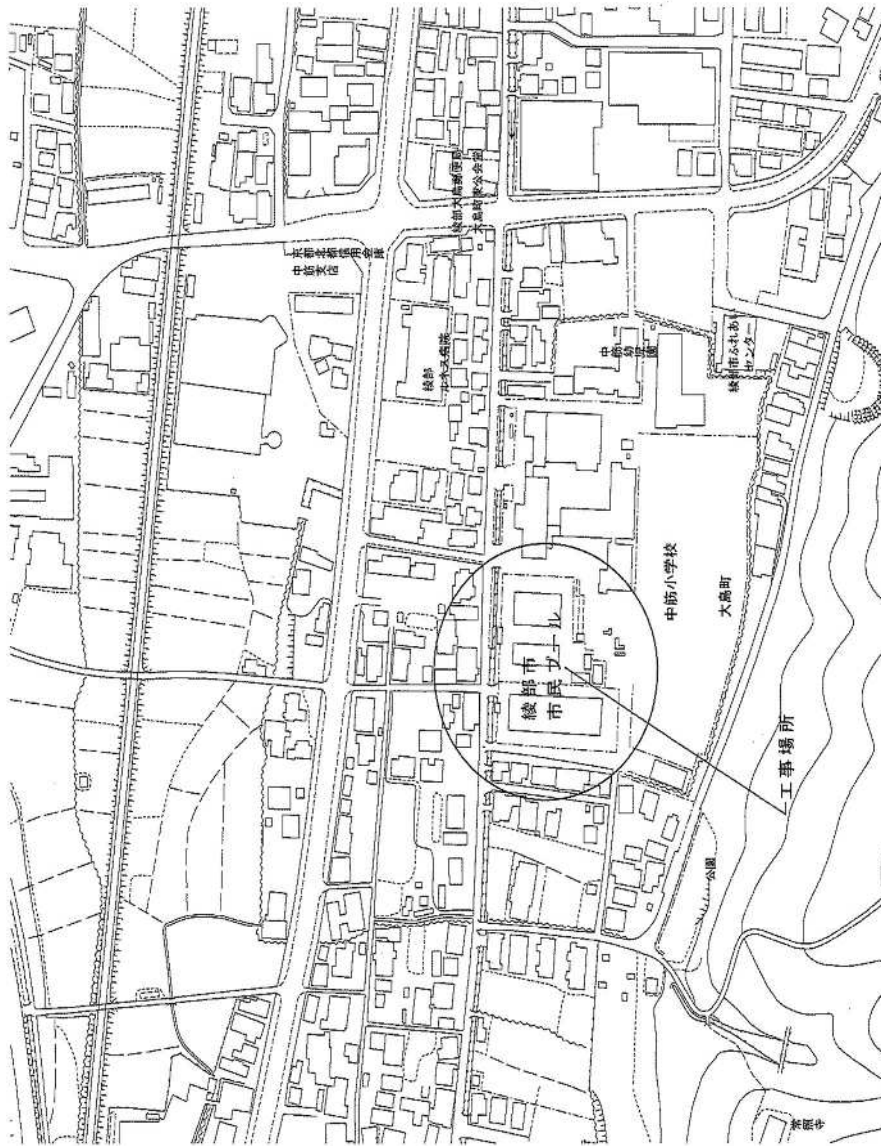
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分	現 場 代 理 人	監 理 技 術 者	
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分	現 場 代 理 人	監 理 技 術 者	
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



綾部市公告第 88 号

防災基盤整備事業、志賀郷町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 8 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 5 5 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 志賀郷町防火水槽新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市志賀郷町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 鉄筋コンクリート組立式防火水槽新設 (有蓋 4 0 m ³)
N = 1 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 5 年 9 月 1 2 日から
令和 6 年 1 月 9 日まで (1 2 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年8月7日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は600円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年8月17日(木)午前9時から午後6時まで

令和5年8月18日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年8月24日(木)から

令和5年8月25日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年8月28日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年9月1日（金）午前9時から午後6時まで
令和5年9月4日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年9月5日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

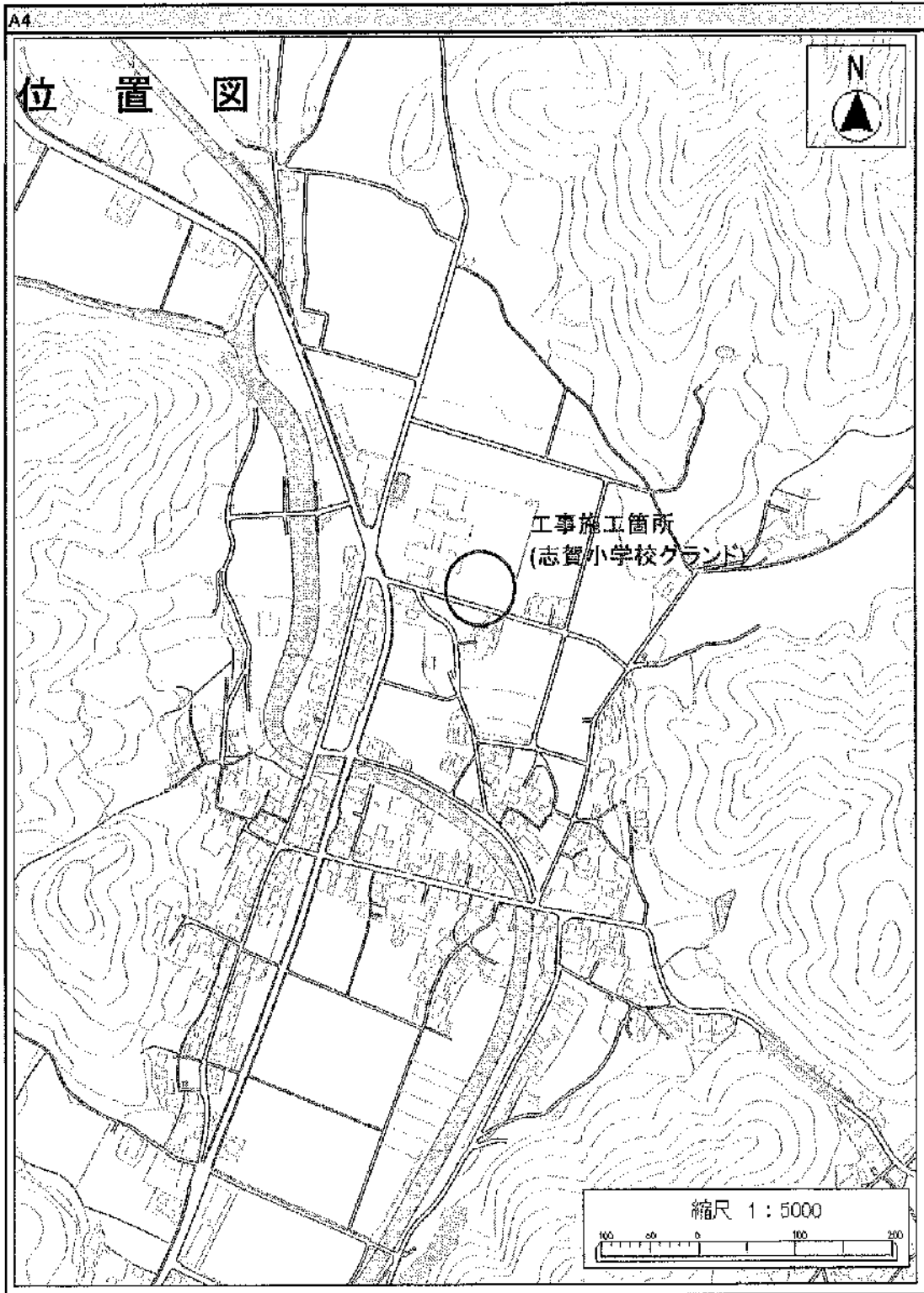
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 89 号

澗垣グラウンド改修事業、澗垣グラウンド夜間照明改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 8 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 5 5 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 澗垣グラウンド夜間照明改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市澗垣町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | LED 投光器へ取替 40 個
殺虫機取替 6 台
コイン式自動点灯盤からプレイングタイマーへ取替 1 台 |
| (5) 予定工期 | 令和 5 年 9 月 1 2 日から
令和 6 年 1 月 9 日まで（120 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年8月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は130円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年8月17日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年8月18日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年8月24日（木）から

令和5年8月25日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年8月28日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年9月1日（金）午前9時から午後6時まで
令和5年9月4日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年9月5日（火）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 53号 湊垣グラウンド夜間照明改修工事	1	本案件
第505 54号 綾部市立病院無停電電源装置改修工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

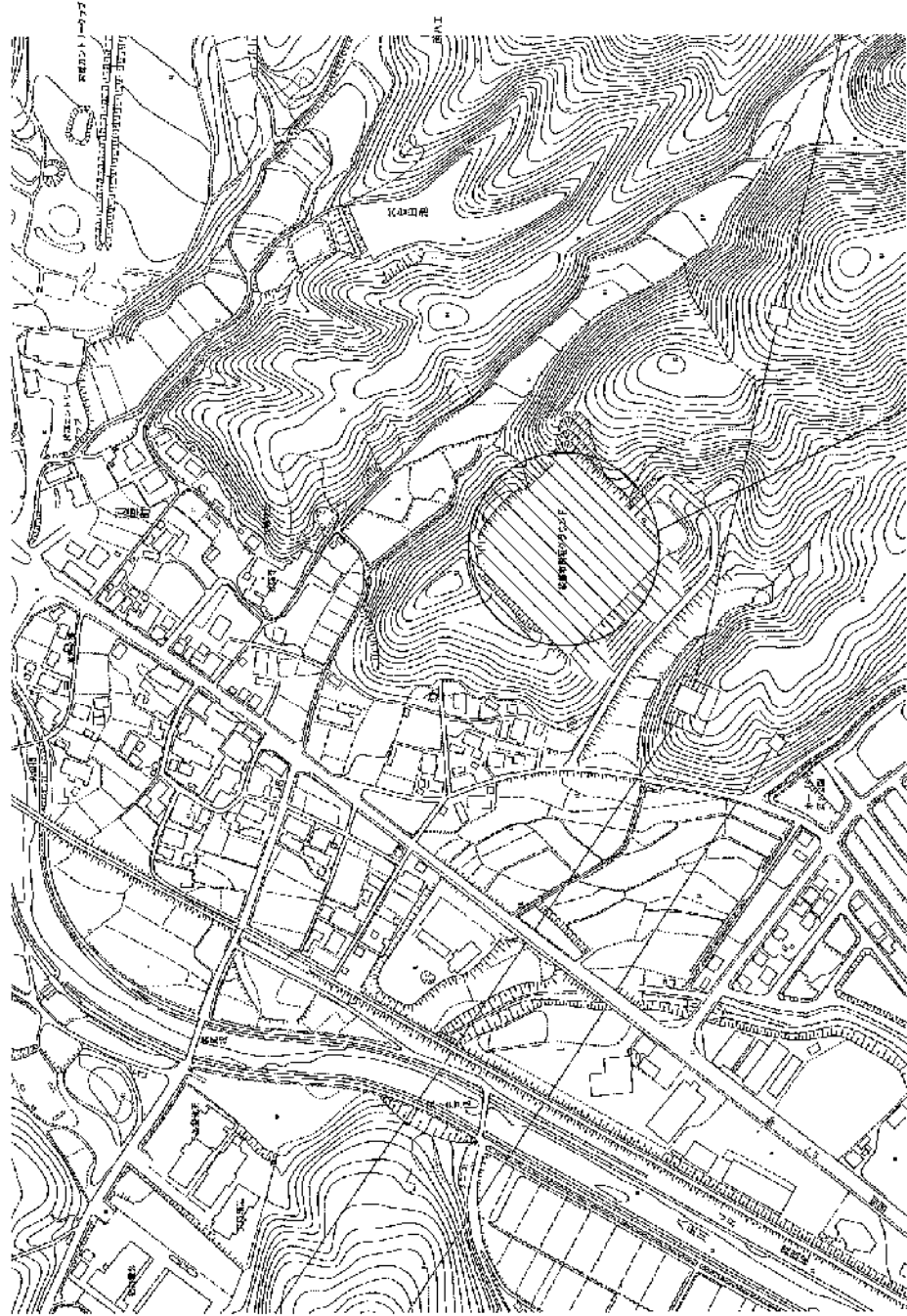
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



工事現場

綾部市公告第90号

綾部市立病院無停電電源装置改修事業、綾部市立病院無停電電源装置改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和5年8月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第505 54号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院無停電電源装置改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 無停電電源装置改修 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和5年9月12日から
令和6年3月 9日まで（180日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和5年8月7日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は190円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和5年8月17日（木）午前9時から午後6時まで
令和5年8月18日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で8月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和5年8月24日（木）から
令和5年8月25日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年8月28日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年9月1日(金) 午前9時から午後6時まで
令和5年9月4日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年9月5日(火) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 53号 湊垣グラウンド夜間照明改修工事	1	
第505 54号 綾部市立病院無停電電源装置改修工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 S=1/5,000

綾部市公告第91号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和5年8月15日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和5年8月15日から令和5年8月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

綾部市公告第92号

あやべ球場スコアボード改修事業に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加申込書等を提出してください。

令和5年8月17日

綾部市長 山崎善也

あやべ球場スコアボード改修事業について、委託業者の選定にあたり別添「あやべ球場スコアボード改修事業公募型プロポーザル実施要項」に基づき実施します。

あやべ球場スコアボード改修事業

公募型プロポーザル実施要項

令和5年8月

綾部市定住交流部 文化・スポーツ振興課

あやべ球場スコアボード改修事業
公募型プロポーザル実施要項

この要項は、あやべ球場スコアボード改修事業（設計・施工）の受注事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

あやべ球場は、平成12年のオープン以来、スポーツ少年団、中学校及び高等学校の部活動、また社会人やシニアなど、多くの方に野球のすばらしさを実感できる身近な施設として活用されてきた。しかし、現在は施設全体で老朽化が進んでおり、中でもスコアボードは、老朽化による不具合が著しく、早期の改修が必要な状況である。

改修にあたり、野球に関するノウハウや野球場設備への確かな設計・施工技術を取り入れ、予定期間内に改修を完了することを目指す。

設計・施工にあたっては、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公認野球規則及びその他関連する基準に従い、安全かつ適正に工事を完了するために、本プロポーザルを実施し、設計・施工業者の候補者を決定することを目的とする。

2. 一般項目

- (1) 事業名 あやべ球場スコアボード改修事業
- (2) 発注者 綾部市
- (3) 選定方法 あやべ球場スコアボード改修事業公募型プロポーザル選定委員会で選定する。
- (4) 事業内容
- ア 施工場所 綾部市上杉町大宝山10番地 あやべ球場
- イ 工期 契約締結日の翌日から令和6年6月30日
なお、現場作業は発注者と調整の上、着手すること。
令和6年6月30日までに総合運転調整の完了及び操作説明会を実施すること。
- ウ 事業概要 ①事業に係るすべての測量及び実施設計
(詳細図面の作成、構造計算含む)
②野球場スコアボード改修工事
(実施設計完了後、発注者の確認を得ること)
③設計管理及び工事監理
- エ 施工条件 別紙「スコアボード仕様書」を満たすもの。
- オ 事業上限額 260,000,000円(消費税相当額含む)
- カ 各年度の支払い予定額は次のとおり

年 度	支払い予定額（税込）
令和5年度	4, 7 3 9 千円（設計業務相当分）
令和6年度	2 5 5, 2 6 1 千円
合 計	2 6 0, 0 0 0 千円

3. 参加申込者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) この告示をした日の前日において、建設業法（昭和24年法律100号）第27条の2第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (4) 綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (5) 過去10年間に屋外野球場の大型映像装置（発光ダイオードLEDなどを用いて情報を発信するための装置）の製作および設置工事の完了実績（以下、「工事实績」）を有する者。（公共機関から発注された工事を元請し、平成22年4月1日から公告日の前日までに竣工した工事が工事实績として該当する。）
- (6) 綾部市暴力団排除条例第2条第3号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと

4. 参加方法

本プロポーザル参加申込者は、次の書類を提出すること。提出方法は持参又は郵送による。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

提出期限：令和5年9月22日（金）午後5時まで

- | | | |
|---------------|-----------------|------|
| (1) 参加申込書 | ・・・・（様式1） | 正本1部 |
| (2) 誓約書 | ・・・・（様式2） | 正本1部 |
| (3) 会社概要 | ・・・・（様式3） | |
| (4) 同種製品の施工実績 | ・・・・（様式4） | |
| (5) 実施体制 | ・・・・（様式5） | |
| (6) 予定技術者調書 | ・・・・（様式6） | |
| (7) 工事費内訳書 | ・・・・（様式7） | |
| (8) 提案書 | ・・・・（様式8－1・8－2） | |
| (9) 提案書の参考資料 | ・・・・（様式任意） | |
| (10) 工程計画書 | ・・・・（様式任意） | |

上記（３）から（１０）の提出にあたり、次のアからオに従う事。

ア （３）から（１０）を１冊として、原本１部、写しを１０部、合計１１部を提出すること。

様式内の注意事項に沿って記載すること。

イ 下記①から④の内容については提案書（様式８－２）に必ず記入すること。

①機器仕様及び機能拡張について

②操作性について

③維持管理計画について

④自由提案について

※別紙「スコアボード仕様書」記載内容は実施すること。

ウ 参考資料は添付可とする。

エ 提案事項の目的と効果が明確となるように記載すること。

オ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。但し、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化を行うことがある。

５．一次審査及び二次審査の概要

一次審査

（１）選定方法

参加者が４者以上あった場合、本事業に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類を基に書類審査を行い、上位３者を選定し、第一次審査通過者とする。

（２）審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	１０点
② 業務実績・業務遂行能力	１０点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	１０点
④ 機器仕様及び機能拡張、操作性、維持管理計画の内容	１０点
⑤ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	１０点
⑥ 実施体制に綾部市内業者を活用している。	１０点
合 計	６０点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
１０点	１０	８	６	４	２

（３）審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。また、第一次審査通過者には、別途プレゼンテーション等の日程及び要領について通知するものとする。

なお、参加者が4者未満のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

*通知予定日：令和5年10月6日（金）

第二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（参加者が4者未満の場合は参加者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 一次審査通過者及び参加者が1者になった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 設計・施工体制 ・設計、工事監理、施工体制が充実しているか ・十分な実績を有する製品を使用しているか ・適切な工程計画であるか ・実施体制に綾部市内業者を活用しているか	20点
② 機器仕様及び機能拡張 ・LED表示部の仕様 ・規格及びデザイン性	20点
③ 操作性 ・選手名入力、得点等の操作は容易か ・操作内容のマニュアルが整備されているか	20点
④維持管理計画 ・工事維持管理費低減のための提案はあるか。 ・維持管理費（消費電気量・定期点検費・部品交換費等）の経済性は適切か ・施設の耐用年数 ・障害発生時のサポート体制等、保守体制が充実しているか ・品質保証及び性能保証について	20点
⑤自由提案 ・効果を高める提案等 ・その他創意工夫 ・取組み意欲	20点
⑥見積金額	10点
合 計	110点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(4) 審査結果の通知

審査結果は、各提案者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年10月24日（火）

6. 二次審査について（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 実施日：令和5年10月16日（月）予定

説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者に通知する。

(2) 実施場所：綾部市役所（綾部市若竹町8番地の1）

(3) 実施方法：提案者は、準備5分以内、説明20分以内、質疑応答20分以内、片付け5分以内、合計50分以内とする。

(4) 説明は提出した提案書に記載された内容について行うものとし、提案書に書かれていない内容の追加は認めない。

(5) 説明にあたり、電源、プロジェクター1台(HDMI 又は D-SUB 接続)、スクリーン1台、MAXHUB 1台を使用することができる。プロジェクター、スクリーン以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

7. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果は、提案者に通知する。

(2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。

(3) 審査結果は、本市のホームページに公表する。

(4) 審査結果に対する異議は申し立てることができない。

8. 契約等

(1) 優先交渉権者に選定された者と市の間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が整った場合、業務の契約を行う。

(2) 審査結果に基づき、優先交渉権者を契約交渉の相手方とする。交渉の結果、当該優先交渉権者と契約が成立しなかった場合は、次点の者を契約交渉の相手方とする。

(3) 契約金額が1億5千万円以上の場合は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結し、承認後本契約に移行する。

(4) 本事業の支払いは、綾部市会計規則によるものとする。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出書類に不備があるもの。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

(3) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

(4) 選定委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。

(5) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。

(6) その他不適切と判断したもの。

1 0. 実施要項に対する質疑・回答

実施要項に対する質疑・回答を以下のとおりとする。

提出期限：令和5年8月25日（金）午後5時まで

回答期限：令和5年8月31日（木）午後5時まで

- (1) 質疑のある者は、質疑書（様式9）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとし、送信した旨の連絡を事務局に行うこと。なお、上記の方法以外での問い合わせには応じないので留意のこと。
- (2) 回答は、市ホームページで公開することとし、口頭による個別対応は行わない。
- (3) なお、回答は本要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

1 1. 事業地の見学等

事業地の見学等については、要望に応じて対応する。

見学等を要望する者は、事務局へ事前に電話連絡をすること。

なお、見学等の具体的な手順等については、事務局が指示する。

1 2. スケジュール

令和5年 8月17日（木）：公募開始、質疑受付開始

8月25日（金）：質疑受付締切 午後5時まで

8月31日（木）：質疑回答予定

※内容により回答できない場合がある。

9月22日（金）：公募締切 午後5時まで（必着）

10月 6日（金）：一次審査結果通知

10月16日（月）：二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

10月24日（火）：最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）

11月上旬：優先交渉権者との協議・仮契約

12月下旬：市議会12月定例会承認後、本契約へ移行

令和6年6月30日（日）：履行期限

※上記日程は事情により変更する場合がある。

1 3. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

1 4. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。公正に手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該参加者を参加手続きに

参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

1 5. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この事業の契約が成立するまでの間において、提案者が「9. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。
- (4) 契約が成立した提案者の提案書等は、市が事業説明を行うため、データの提出を求め、公表することがある。
- (5) 参加申請書提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに辞退届（様式10）を提出すること。なお、これを理由に以降に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (6) 事業の実施にあたり協力業者を選定する場合や資材及び機材の購入や借入等をする場合は、綾部市内の業者を優先して活用するよう努めること。
- (7) 本プロポーザルにおいて、綾部市の要求を満たす提案がなかった場合、優先交渉権者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、本市の要求を満たす提案であれば、その者を優先交渉権者として選定する。

1 6. 事務局

(問い合わせ先)

綾部市役所定住交流部 文化・スポーツ振興課

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

電話 0773-42-4356

FAX 0773-42-4406

メール bunkasports@city.ayabe.lg.jp

別紙「スコアボード仕様書」

本仕様書は、本市が求めるスコアボードの標準的な仕様を示すものであり、記載仕様と同等もしくはそれ以上の機能であること。その他部分の仕様は定めず、提案によることとする。

1. スコアボード改修条件

- (1) 既存のスコアボードを改修し、LED スコアボードを設置すること。
- (2) スコアボード LED 表示部は高輝度フルカラーLED とし、LED 部の延べ面積は 60 m²以上のものとする。(画面数は問わない)
- (3) 既存スコアボード壁面の「綾部市章」、「塔時計」、「あやべ・日東精工スタジアム」は復元し、設置位置については LED の表示バランスに合わせて提案すること。
- (4) 既存のサブスコアボードは解体撤去し、新規にサブスコアボードを設置すること。
- (5) 全ての操作は放送室にて遠隔操作が可能であること。
- (6) 工事に関してはライトスタンド側を進入路とし、外野フェンスの外側で作業を行い、通常の球場の使用を妨げないこと。(スコアボード自体の使用は令和 6 年～工事完了まで不可としています。)
- (7) 機器などの不具合や故障の場合に迅速に対応できる措置を講じること。

2. スコアボード表示機能

(1) LED 表示部

- ① チーム名表示(得点表示部)：2 チーム、全角 3 文字以上表示可能
(4 文字以上は自動圧縮表示)
- ② 各イニング得点表示：二桁表示対応
- ③ 合計得点表示
- ④ ヒット数表示
- ⑤ エラー数表示
- ⑥ チーム名表示(オーダー表示部)
- ⑦ 選手名表示
- ⑧ 守備位置表示
- ⑨ 試合経過時間の表示
- ⑩ 球数表示
- ⑪ 審判名表示

(2) 判定表示灯：スコア表示に関係なく常時点灯可能とすること。

- ① 判定表示(BSO H E Fc)

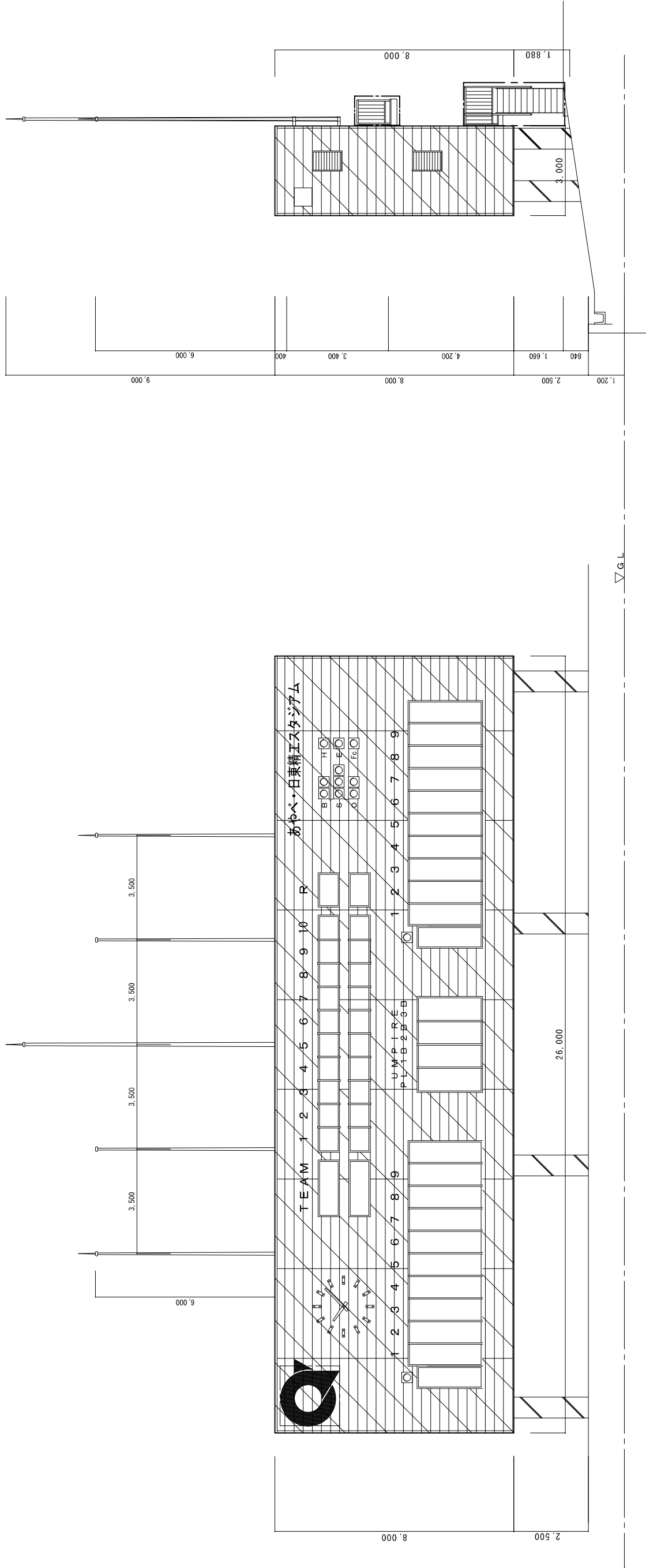
(3) サブスコアボード

- ① BSO 表示

3.その他

スコアボードの更新に伴うその他費用には以下の事項を含めるものとする。

- (1) スコアボードの操作に必要な OA 機器
- (2) 工事車両進入に伴う養生及び足場等の仮設費用
- (3) スコアボードの改修に伴うシーリングの打替え
- (4) スコアボード塗装(手すり、階段など含む)
- (5) 屋根の葺替え、確認申請等官公庁への手続き
- (6) 光ファイバーの更新、適用電線・電線管への更新
- (7) 音響設備の更新（スピーカー8基・アンプ）
- (8) 受変電設備の増設
- (9) システム調整費



南立面図 1/100

東立面図 1/100



綾部市

綾部市若竹町8番地の1
TEL 0773-42-3280
FAX 0773-42-4406

工事名称

SCALE 1/100

図面種類

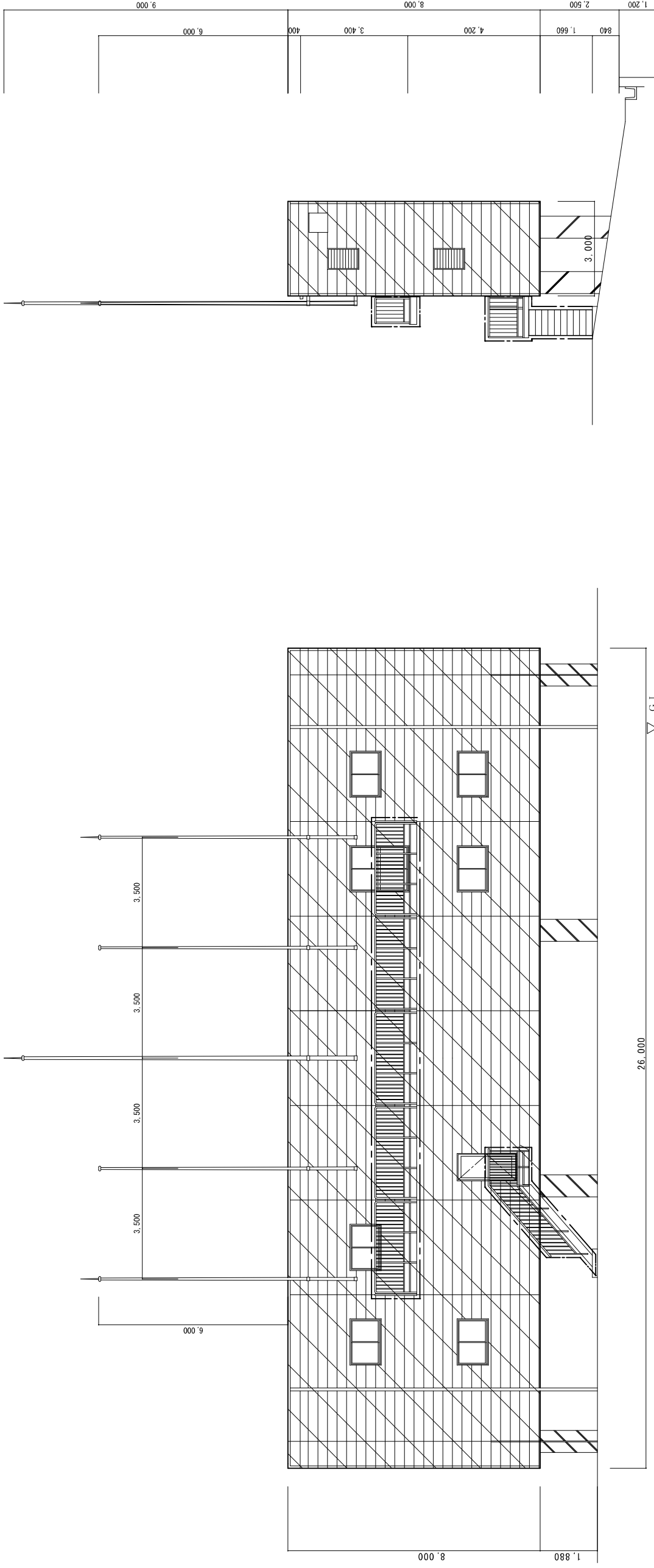
立面図

DATE

No.

年

月



西立面图 1/100

北立面图 1/100



綾部市

綾部市若竹町8番地の1
TEL 0773-42-3280
FAX 0773-42-4406

工事名称

SCALE 1/100, 1/50, 1/30

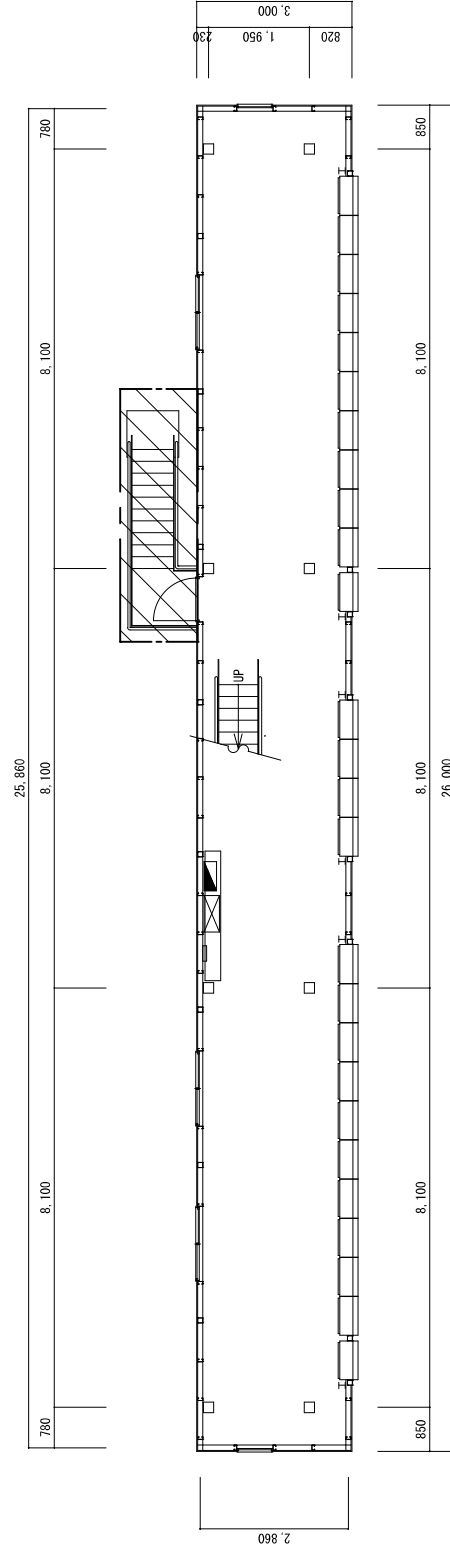
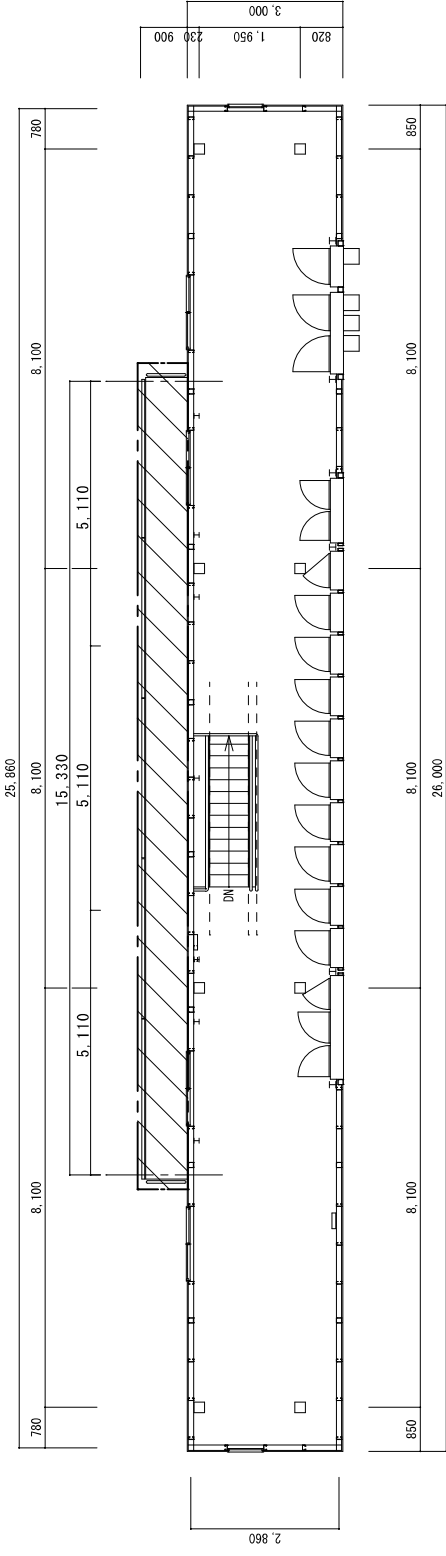
図面種類 立面图、断面詳細图

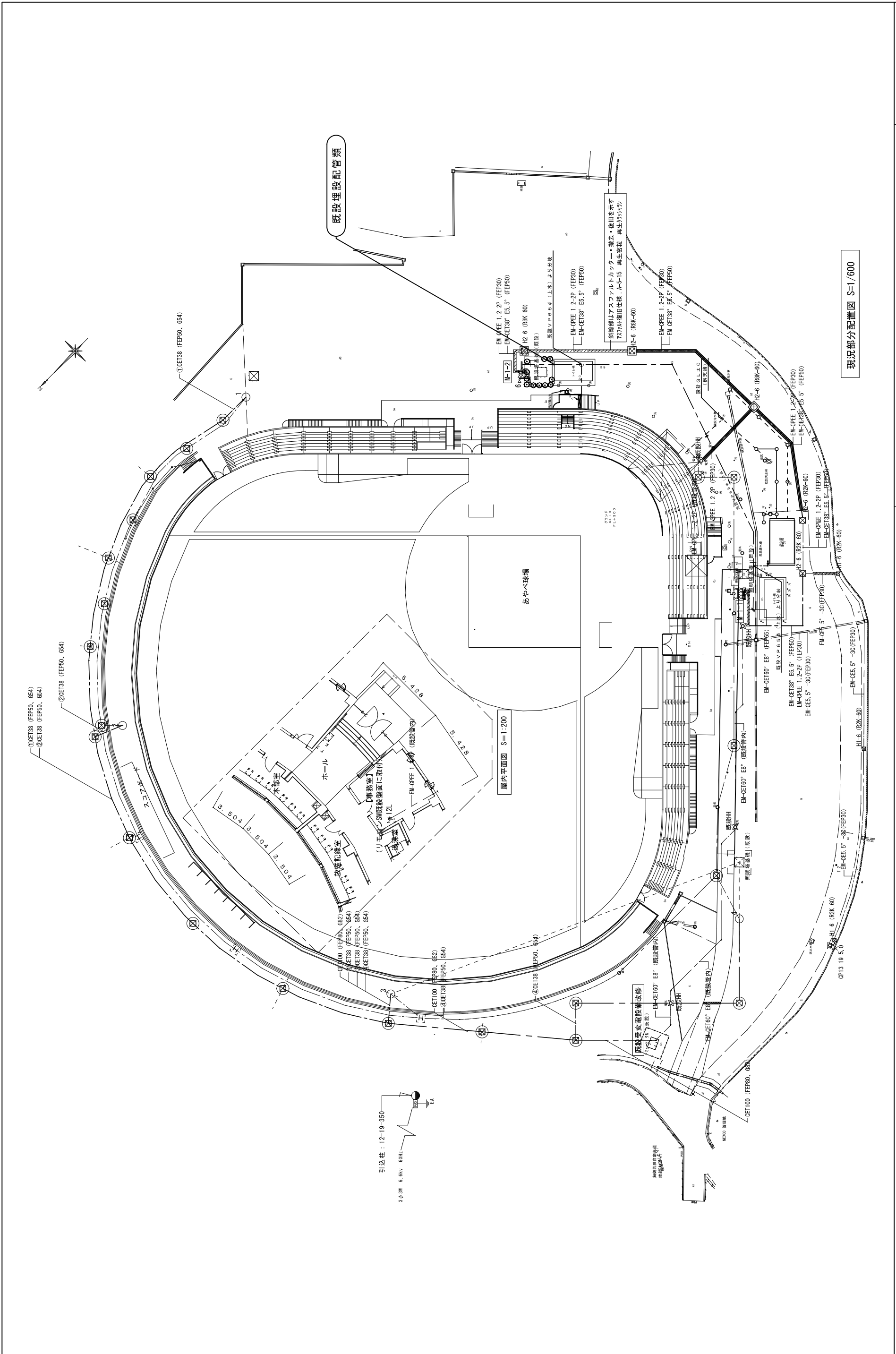
DATE

No.

年

月





綾部市 TEL 0773-42-3280 FAX 0773-42-4406	工事名称	綾部市若竹町8番地の1	DATE	年	月
	図面種類	電気設備図	No.		
	SCALE				



あやべ球場スコアボード改修事業
公募型プロポーザル
提出様式集

令和5年8月

綾部市定住交流部 文化・スポーツ振興課

綾部市公告第 9 3 号

防災基盤整備事業、睦寄町水防倉庫新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 8 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 5 5 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 睦寄町水防倉庫新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市睦寄町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 水防倉庫新設 3 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 5 年 9 月 2 6 日から
令和 5 年 1 2 月 2 4 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和5年8月28日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は190円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年8月31日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年9月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月31日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年9月7日（木）から

令和5年9月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年9月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年9月15日(金) 午前9時から午後6時まで
令和5年9月19日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年9月20日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

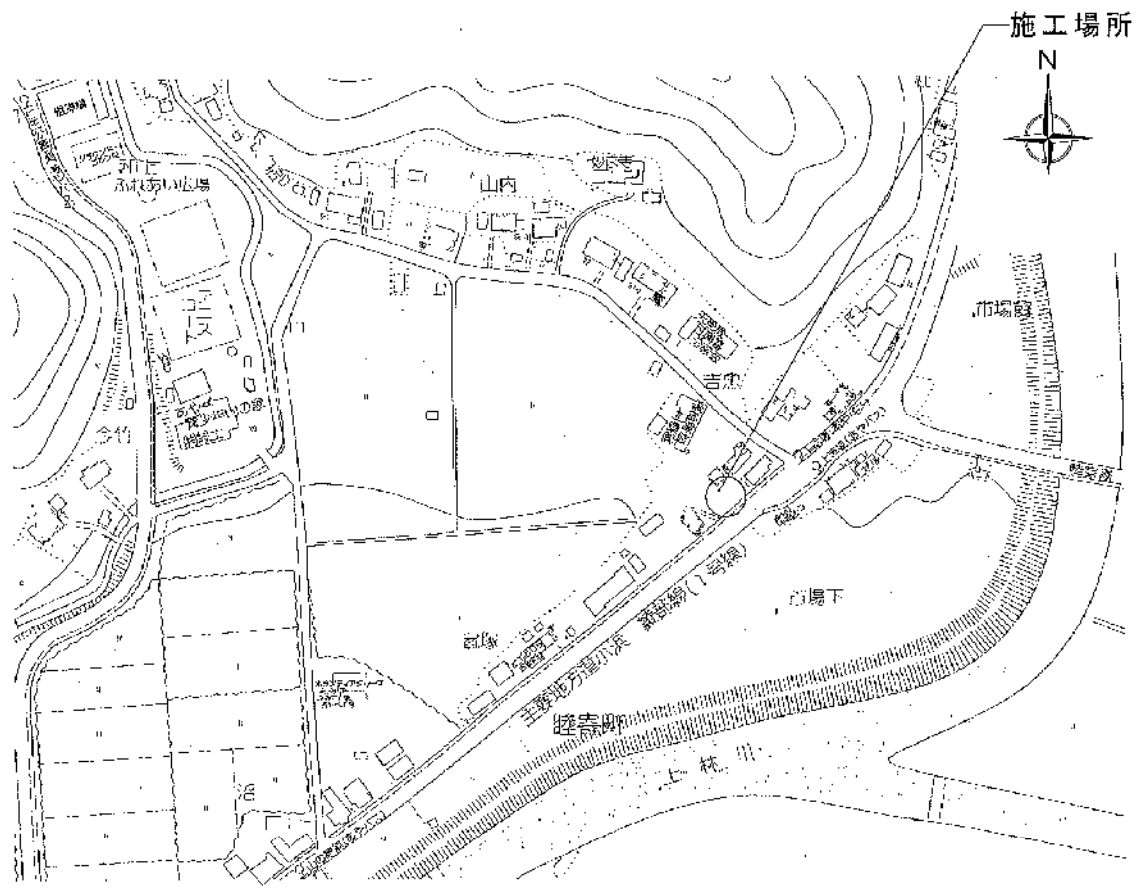
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



睦寄町水防倉庫新設工事付近見取図 1/X

綾部市公告第 9 4 号

綾部市立病院医療ガス設備更新事業、綾部市立病院医療ガス設備更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 8 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 5 6 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院医療ガス設備更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 医療ガス設備更新 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 5 年 9 月 2 6 日から
令和 6 年 3 月 2 3 日まで（1 8 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で機械器具設置工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和5年8月28日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は130円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年8月31日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年9月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月31日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年9月7日（木）から

令和5年9月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年9月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年9月15日(金) 午前9時から午後6時まで
令和5年9月19日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出9月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年9月20日(水) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

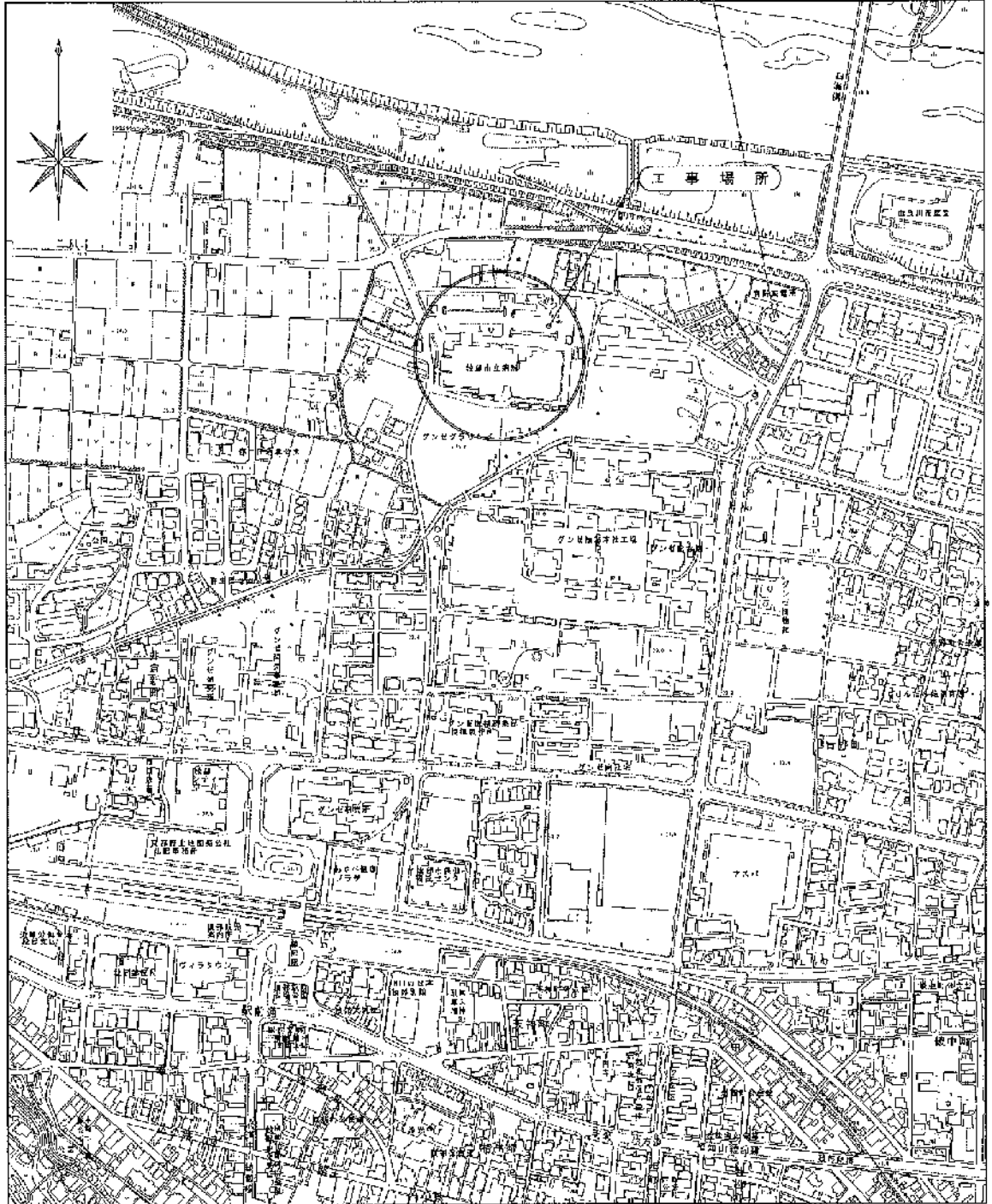
2) 主任技術者

- 1 機械器具設置工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 S=1/5,000

綾部市公告第95号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年8月29日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 9 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第97号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年8月29日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第98号

綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加申請書等を提出してください。

令和5年8月30日

綾部市長 山崎善也

上記について「綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

綾部市市民環境部市民・国保課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する「綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業」に関し、公募型プロポーザル方式により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 事業名称

綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業

(2) 業務内容

別紙「綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業仕様書」のとおり

(3) 設置（契約）期間

令和6年1月15日～令和11年1月14日

※ 納入日時の詳細は事業者決定後、協議の上で本市が指定するものとする。

3 施設の概要

(1) 名称 綾部市役所

(2) 住所 京都府綾部市若竹町8番地の1

(3) 利用時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日・休日・12月29日から1月3日を除く）

木曜日は午後7時まで窓口延長（戸籍・国保関係の届出、各種証明書発行、市税などの納入のみ）

4 参加資格

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は本業務の募集開始日とするが、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

(1) 過去5年以内（平成30年4月1日以降）に本業務と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年綾部市告示第 10 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触しないこと。

5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

綾部市市民環境部市民・国保課 戸籍住民担当 大槻江美

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1

TEL : 0773-42-4245

FAX : 0773-42-4406

e-mail : siminkokuho@city.ayabe.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 5 年 8 月 30 日～令和 5 年 9 月 15 日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

イ 配布方法：本市ホームページよりダウンロード

- (3) 応募書類の提出期限、提出方法及び提出先

ア 提出期限：令和 5 年 9 月 15 日（金）午後 5 時 15 分【必着】

イ 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出先：上記（1）に同じ

- (4) 企画提案書・価格提案書の提出期限、提出方法及び提出先

ア 提出期限：令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時 15 分【必着】

イ 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出先：上記（1）に同じ

6 質疑・回答

- (1) 受付期限：公募開始日から令和 5 年 9 月 6 日（水）午後 5 時 15 分【必着】

- (2) 提出方法：電子メールにより上記 4（1）に送信

※電子メール送信後、必ず電話にて受信確認を行うこと。

- (3) 質疑様式：様式は自由

ただし次の点に留意すること。

ア 件名は「綾部市公募型プロポーザル方式に関する質問（事業者名）」とする。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(4) 回答日：令和5年9月8日

(5) 回答方法：市ホームページに掲載（質問がない場合は掲載しない。）

個別に回答はしない。また、ホームページに掲載した回答に対する再質問の受付は行わない。

7 応募書類

	提出書類	提出部数
1	参加申請書【様式1】	正本1
2	業務実施体制書【様式2】	正本1・副本7
3	企業概要書【様式3】	正本1・副本7
4	業務実績書【様式4】	正本1・副本7
5	印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）	正本1
6	財務諸表	正本1
7	登記簿謄本	正本1
8	納税証明書	正本1

※ 各証明書は発行後3か月以内のものに限り有効とする。

8 企画提案書・価格提案書（見積書）

(1) 企画提案書

ア 名称 綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業

イ 企画提案書作成上の注意

- ① 原則としてA4版で作成（図表等は除く）
- ② 表紙及び目次の添付
- ③ 企画提案者の名称は表紙のみに記載しこれを正本とする。副本には記載しない。
- ④ 各ページには通し番号を付す（表紙及び目次は除く）
- ⑤ 提出部数8部（正本1部、副本7部）

ウ 企画提案書の記載項目

- ① 番号発券機システムに関すること
- ② 広告・行政情報表示システムに関すること
- ③ 機器の設置、保守管理体制等に関すること
- ④ 広告の募集に関すること

- ⑤ 市民サービス向上に向けた創意工夫
- ⑥ 過去に取扱った類似業務
- ⑦ 事業運営する上での収支見通し

(2) 価格提案書（見積書）

- ア 記入金額は月額広告料（税抜き）を記載
- イ 契約金額には別途消費税を加算するが、税法改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。
- ウ 番号案内システムに係る電気料相当額については、徴収しないため月額広告料には含めない。

9 提出書類の取扱い

- (1) 選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 選定方法

提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、「綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業者選定委員会」において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(1) 審査基準

ア 審査項目・配点

審 査 項 目		配 点
業務実施体制 (30点)	企業概要、業務実績	10点
	業務実施体制、業務遂行能力	10点
	プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	システム等の仕様	15点
	広告掲載の考え方	15点
	行政情報運用の支援体制	15点
	保守、緊急時対応	15点
	価格提案（見積書）	10点
合 計		100点

イ 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2

11 企画提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が企画提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 2以上の企画提案をしたとき。
- (4) 正常な企画提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が企画提案したとき。
- (5) その他、指示した事項及び企画提案に関する条件を違反したとき。

12 企画提案会（プレゼンテーション）

- (1) 開催日時：令和5年10月13日（金）午後（予定）

※開催日時詳細については、指名通知に記載する。

- (2) 会場：京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所 まちづくりセンター第1会議室

- (3) 実施方法

ア 説明時間は参加者ごとに約1時間

- ① 機器等の設置準備（15分）
- ② 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）
- ③ 質疑応答・ヒアリング（10分）
- ④ 機器等の撤収（15分）

イ 提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。スクリーンは本市で用意する。パソコン、プロジェクタ等は各参加者で準備すること。

ウ 参加者は3人以内とする。

エ プレゼンテーションにおいては、審査基準の評価項目ごとに採点するため、各項目順に提案説明を行うこと。

13 選定結果

選定結果は決定後、速やかにすべての参加者に通知（本市ホームページにも掲載する。）

14 設置予定事業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約手続きに応じなかった場合
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他設置予定事業者が契約の相手方として不相当と認められる場合

15 その他

- (1) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申請書の提出後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出することはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申請書の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、応募者又は提案者の負担とする。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (7) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (8) 設置予定事業者決定後において、この要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (9) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業仕様書

以下「綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業」に係る仕様について定める。

1. 番号カード発券機

- (1) 印刷方式はオートローディング方式であること。
- (2) 印刷速度は140mm/秒程度であること。
- (3) タッチパネル画面が8インチ程度でありタッチ画面とプリンターが一体型であること。
- (4) 最大25業務まで対応していること。
- (5) 2階層まで画面展開できること。
- (6) 各業務の待ち人数が表示できること。
- (7) 日本語以外に英語、中国語及びベトナム語に対応し、日本語を含めた4か国を選択し表示できること。
- (8) 発券する番号札は、同じ番号を連続して2枚発券することができ、ミシン目で切り離しができること。
- (9) 安全に配慮しプリンター部分にカッターがないこと。

2. 個別表示器

- (1) LEDの表示であること。
- (2) 各窓口のカウンター上に、設置用のポール等を用いて設置できること。
- (3) 表面に呼出番号が表示でき4桁まで対応していること。
- (4) 裏面に待ち人数及び待ち時間が表示されること。
- (5) 表面の呼出番号は白色、裏面の待ち人数及び待ち時間は赤色、緑色、橙色の3色から選択し表示できること。
- (6) 裏面は待ち人数何人以上又は待ち時間何分以上など、任意の人数、時間になったときに数字を点滅させることができること。
- (7) カウンターのお客様に配慮し、表示器から音声は出さず、別途スピーカーを用意し音声を出すこと。
- (8) 日本語、英語、中国語及びベトナム語の呼び出し音声ができること。

3. 受付用呼出操作機

- (1) 順番呼び出し、再呼び出し、取り消し、任意呼び出し、優先呼び出し、保留、保留呼び出し、転送及び呼出しパターンの設定ができること。
- (2) 操作方法はタッチ式でタッチパネル画面が7インチ程度あること。
- (3) 有線LANコネクタを標準装備しており有線LAN接続ができること。
- (4) バッテリーの経年劣化のトラブルを回避するためバッテリー非搭載であること。

- (5) 業務毎の待ち人数及び待ち時間が表示できること。

4. 管理用パソコン

- (1) 執務室内に19インチ程度のディスプレイと小型のデスクトップ型パソコンを設置し帳票の閲覧やシステムの編集ができること。
- (2) 曜日毎、時間帯毎、窓口毎、業務毎に受付件数、待ち時間、処理時間の集計（平均値・最大値・最小値）を週次及び月次、年次で行うことができること。
- (3) 出力形式はCSV、EXCEL、PDF、HTMLに対応していること。

5. 行政情報・広告放映モニター

- (1) 行政情報について市から提供したデータをもとに編集し、広告と組み合わせて放映できること。放映する映像はあらかじめ市の審査を受けること。
- (2) スピーカー機能を有し、適切な音声案内ができること。
- (3) モニターサイズは43インチから50インチ程度とし、タイマーによる電源の入切ができ、表示内容の自動再生ができること。
- (4) 天井吊りを基本とするが、設置方法等については別途発注者と協議の上決定すること。
- (5) 広告主、広告の内容等は、綾部市印刷物等広告掲載要綱第4条に準ずる。

6. 各機器の数量等

- (1) 番号カード発券機…1台
- (2) 個別表示器…4台
- (3) 受付用呼出操作機…5台
- (4) 管理用パソコン…1台
- (5) 行政情報・広告放映モニター…3台

7. 各機器の設置場所等

各機器の設置場所については、別紙のとおりとする。具体的な設置箇所については発注者と協議の上決定すること。

8. その他

- (1) 契約金額には、配送、納品及び設置等に要するすべての費用を含むこと。
- (2) 契約期間中は、設置された機器等の保証、修理、部品提供等を速やかに行い得る体制があること。
- (3) 上記機器以外に必要となるケーブル、付属機器等については、全て受注者において準備すること。

- (4) 納品に当たっては、養生等を施し、納入物品、建物等に傷をつけないこと。また納品時に発生した梱包材等は、受注者の負担にて、全て持ち帰ること。
- (5) 機器等の納入に関連し、受注者の責めに帰すべき事項による一切の事故、障害、設置等の破損等については、当局の指示に従い、当該設備の修理、修復及び交換等を速やかに無償にて行うこと。
- (6) 発券機及び各種ディスプレイ等機器の配線や設置方法、設置日程については、契約締結後に、発注者と事前に協議すること。
- (7) 納品の際に各機器の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供し、操作説明を十分に行うこと。
- (8) システムの運用に伴い必要なロール紙等の消耗品については、適宜必要数納品すること。

【様式1】

参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

「綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業」に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を申請します。

なお、当該業務に係る参加資格要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
1	参加申請書【様式1】	正本1
2	業務実施体制書【様式2】	正本1・副本7
3	企業概要書【様式3】	正本1・副本7
4	業務実績書【様式4】	正本1・副本7
5	印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）	正本1
6	財務諸表	正本1
7	登記簿謄本	正本1
8	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る部署・担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

【様式2】

業 務 実 施 体 制 書

商号又は名称	
--------	--

①総括管理者

氏 名	
役職・年齢	(歳)
保有資格	
業務経験年数	年 箇月 ※本業務に関連する業務経験年数
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

②業務担当者

氏 名	
役職・年齢	(歳)
保有資格	
業務経験年数	年 箇月 ※本業務に関連する業務経験年数
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

※契約期間を通して本業務に従事する総括管理者及び業務担当者を記載すること。

※本調書は業務担当者の人数に応じて複写して使用すること。

【様式3】

企業概要書

商号又は名称				
代表者氏名				
所在地				
設立年月日	年 月 日			
営業年数	年			
貸借対照表 総資本額	千円			
損益計算書 税引前当期利益	千円			
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合計
	人	人	人	人
主たる営業品目 事業方針など				
その他特記すべき事項				

※令和5年4月1日時点の数値を記載すること。

※企業概要が分かる資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

【様式4】

業 務 実 績 書

商号又は名称	
--------	--

1	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
2	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
3	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
4	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
5	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						

- ※ 過去5年（平成30年4月1日以降）において、国又は地方公共団体が発注する本業務と同様の受注実績を5件まで記載すること。なお、元請として実施したもののみとする。
- ※ 記載した全件について、受注を確認できる書類（契約書表面の写し等）を記載すること。
- ※ A4サイズ2ページ以内に収まるよう、簡潔に記載すること。

綾部市公告第99号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和5年8月31日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市上下水道事業管理規程第2号

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月10日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道事業会計規程（平成26年綾部市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第107条を次のように改める。

（伝票等の様式）

第107条 この規程による伝票等の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年8月10日から施行する。

私市円山古墳公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市教育委員会規則第4号

私市円山古墳公園条例施行規則の一部を改正する規則

私市円山古墳公園条例施行規則（平成5年綾部市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

使 用 料	円
使用料徴収日	年 月 日
領 収 済 印	

決				
裁				

を

」

削る。

様式第2号中

「

使 用 料	円
-------	---

左記金額を受領しました。

を

年 月 日

綾部市教育委員会

印

」

削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第5回（8月臨時）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年8月2日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年8月9日（水）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項

・議第20号

令和6年度以降使用小学校用教科用図書の採択について

綾部市教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第6回（8月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年8月21日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年8月24日（木）10時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第21号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
 - ・議第22号 私市円山古墳公園条例施行規則の一部改正について
 - ・議第23号 綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について
 - ・議第24号 令和5年度綾部市一般会計補正予算（第5号）について

綾部市教育委員会告示第14号

綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

令和5年9月1日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するため配架する雑誌に関し、民間事業者等からその提供を受ける雑誌スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館が利用に供しようとする雑誌の購入に係る経費を継続的に負担する民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）の名称、広告等を当該雑誌の最新号のカバー及び新刊雑誌書架に掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、図書館におおむね1年以上にわたり雑誌を継続して提供することができるものとする。

(1) 企業又は個人の事業者

(2) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに類する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとなることができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者

(3) その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反すること。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社

- 更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (5) 法令、条例、規則等に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者
- (6) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が認めた者（雑誌の選定）

第4条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから対象雑誌を選定する。ただし、雑誌リストに含まれない雑誌を選定しようとするときは、図書館と協議するものとする。

- 2 前項に規定する対象雑誌の選定に当たり、同一雑誌に複数の申込みがある場合は、申込みの早い者を優先するものとする。

（雑誌の提供と所有権等）

第5条 雑誌スポンサーは、前条の規定により選定した雑誌を図書館が指定する方法により、4月1日から翌年3月31日までの年度単位で図書館に提供するものとする。ただし、増刊号は対象としない。

- 2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が所有権を有し、雑誌スポンサー制度によらずに所蔵する他の雑誌と同様に扱うものとする。
- 3 雑誌スポンサーは、年度途中で提供雑誌の変更はできない。ただし、休刊又は廃刊等の事由により、引き続き当該雑誌の提供が困難であるときは、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。
- 4 提供雑誌の配架場所及び広告掲載場所は、図書館が決定する。

（費用の負担及び支払方法）

第6条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入に係る経費の全額を負担する。

- 2 雑誌スポンサーは、負担すべき経費を図書館が指定する雑誌納入業者（以下「雑誌納入業者」という。）に、指定期日までに直接支払うものとする。この場合において、当該経費の支払は、毎年度一括して前払で支払うものとする。ただし、特別の理由があるときは、図書館及び雑誌納入業者と協議して決めるものとする。
- 3 前項の規定に基づく前払以降、雑誌の年間購入費用に変更があった場合は、その差額は雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で直接精算するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、振込手数料及び広告に係る経費等関連する経費（図書館が作成するものを除く。）は、雑誌スポンサーの負担とする。

（雑誌スポンサーの申込み）

第7条 雑誌スポンサーの申込みをしようとする者は、綾部市図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、雑誌スポンサーとしての適否を決定し、綾部市図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた雑誌スポンサーは、速やかに前条に定める費用を雑誌納入業者に支払うものとする。

(広告の内容)

第8条 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 他を中傷し、誹謗し、若しくは名誉を傷つけるもの又は関係法令に反するもの

(2) 教育長が適当でないとするもの

(広告の規格及び作成)

第9条 広告は、別に定める広告規格書に基づき、当該雑誌スポンサーが作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、年度単位とする。ただし、年度途中からの申込みの場合は、図書館が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から当該年度における最終発刊号までとする。

(広告内容の修正変更)

第11条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中において、やむを得ず広告の内容を変更しようとするときは、綾部市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書(様式第3号)に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(雑誌スポンサーへの協議要求)

第12条 図書館は、広告掲載後の事情変更等により広告の内容が第8条の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、雑誌スポンサーに対し、広告の内容の変更について協議を求めることができる。

(広告の責務)

第13条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサーの取下げ、更新等)

第14条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中において広告掲載を取り下げようとするときは、綾部市図書館雑誌スポンサー広告取下届(様式第4号)により、教育長に届け出るものとする。ただし、雑誌納入業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

2 広告の掲載期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は、その期間を年度単位で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

3 雑誌スポンサーは、前項に規定する更新を行わないときは、綾部市図書館雑誌スポンサー解約届(様式第5号)により、教育長に届け出るものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第15条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において、雑誌納入業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

(1) 第12条の規定による求めに応じないとき。

- (2) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。
- (3) その他雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が判断したとき。
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

住 所

名 称

㊟

代表者

電話番号

FAX

綾部市図書館雑誌スポンサー申込書

綾部市図書館の雑誌スポンサーに応募したいので、綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、綾部市が市税の納付状況について調査を行うことに同意します。

記

1 提供雑誌名

1.	2.
3.	4.
5.	6.

2 広告の掲載期間

年 月 日から 年3月31日発刊号まで。

なお、広告の掲載期間満了2か月前までに解約の意志表示をしない場合は、その期間を翌年度1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

3 添付書類

- (1) 掲載用広告原稿（案）
- (2) 会社概要等業務内容が分かるもの

4 その他

- (1) 上記「1 提供雑誌名」の雑誌を図書館に提供し、指定された方法により経費の全額を負担します。
- (2) 提供する雑誌の取扱いについては、図書館に一任します。
- (3) 綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱及び関係法令を遵守します。
- (4) 綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条第2項の規定には該当しません。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市教育委員会
教育長

印

綾部市図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました綾部市図書館への雑誌の提供について、下記のとおり決定しましたので、綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定により通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 不承諾
提 供 を 受 け る 雑 誌		
広 告 の 掲 載 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
雑 誌 を 納 入 す る 業 者 （ 書 店 等 ）		
不 承 諾 の 理 由		

（注）

- 1 提供された雑誌の所有権は、綾部市図書館に帰属します。
- 2 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取扱いについては、綾部市図書館が決定します。
- 3 提供する雑誌が廃刊になる場合その他雑誌の提供ができなくなると見込まれる場合は、あらかじめ綾部市図書館と協議してください。
- 4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市教育委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は綾部市教育委員会となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

住 所

名 称

代表者

電話番号

FAX

綾部市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書

綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第11条の規定に基づき、広告内容を変更したいので、変更後の掲載用広告原稿（案）を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 提供雑誌名

2 変更を必要とする理由

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

住 所

名 称

代表者

電話番号

FAX

綾部市図書館雑誌スポンサー広告取下届

綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を取り下げます。

なお、掲載予定期間内における雑誌経費等については、当方で負担します。

記

1 提供雑誌名

2 取下げ期日 年 月 発刊号から

3 当初掲載予定期間 年 月 日から 年3月31日最終発刊号まで

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

住 所

名 称

代表者

電話番号

FAX

綾部市図書館雑誌スポンサー解約届

綾部市図書館雑誌スポンサーを、今年度末をもって解約したいので、綾部市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 提供雑誌名

①..... ②.....

③..... ④.....

⑤..... ⑥.....

2 期 限

年度末最終発刊号まで

※ 前期間満了の2か月前までに解約届を提出してください。

綾部市選挙管理委員会告示第23号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

539人

綾部市選挙管理委員会告示第24号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,983人

綾部市選挙管理委員会告示第25号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 492人